

特定都市河川浸水被害対策法における 雨水浸透阻害行為の許可申請の手引き (案)

令和 7 年 3 月

熊本県土木部河川港湾局河川課



【 目次 】

内容

1	はじめに	
1.1.	本手引きの目的	4
1.2.	適用	4
1.3.	本手引きの位置付け	4
2	手続きの概要	
2.1.	申請（相談）窓口	5
2.2.	手続きフロー	5
2.3.	申請資料等	6
2.4.	留意事項	7
3	事前相談	
3.1.	事前相談の趣旨	7
3.2.	事前相談に必要な資料	7
3.3.	許可を要する雨水浸透阻害行為	8
3.4.	土地利用形態の定義と流出係数	9
3.5.	特定都市河川及び特定都市河川流域	12
3.6.	雨水浸透阻害行為を行う土地の面積の算定	15
4	申請・許可	
4.1.	許可申請に必要な資料	19
4.2.	政令で定められた技術的基準	21
4.3.	対策工事の検討	24
5	対策工事等の実施等	
5.1.	対策工事の実施等に必要な資料	34
5.2.	雨水浸透阻害行為の許可後の主な手続き等	35
6	おわりに	
6.1.	雨水の貯留浸透の推進	38

【 参考資料 】

・ 各種申請様式	39
----------------	----

はじめに

1.1. 本手引きの目的

特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）（以下「法」という。）第 30 条第 1 項の規定等により、特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、雨水の浸透を著しく妨げるおそれのある行為（以下、「雨水浸透阻害行為」という。）で、1,000 m³以上の規模のものをを行う者は、あらかじめ、当該雨水浸透阻害行為を行う土地の区域に係る都道府県（当該土地の区域が指定都市や中核市の区域内にある場合にあっては、当該指定都市や中核市）の長（以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければなりません。許可にあたっては、技術的基準に従った雨水の流出抑制対策が必要になります。

このため、上記の許可を要する方々（以下、「開発者等」という。）にとって、その手続き等の一助となることを目的とした「特定都市河川浸水被害対策法における雨水浸透阻害行為の許可申請の手引き」（以下「本手引き」という。）を作成しました。

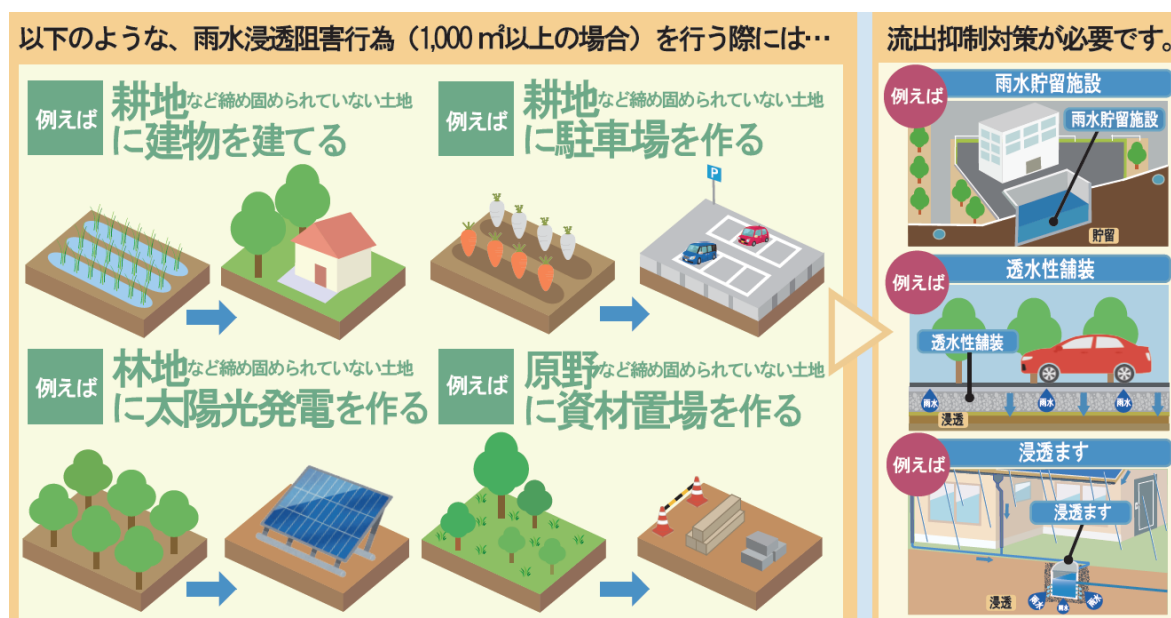


図 1-1 雨水浸透阻害行為・流出抑制対策イメージ

1.2. 適用

本手引きは、法に規定される雨水浸透阻害行為の許可等のうち、熊本県内の特定都市河川流域に係るものに適用します。

1.3. 本手引きの位置付け

本手引きは、法に規定される雨水浸透阻害行為の許可等について、「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン」（令和 5 年 1 月、編著：一般財団法人国土技術研究センター、監修：国土交通省水管理・国土保全局）等を参考に、開発者等の申請手続きが円滑に行えるよう、その内容を解説するものです。

2. 手続きの概要

2.1. 申請（相談）窓口

雨水浸透阻害行為の許可に係る申請窓口は、下表のとおりです。申請手続きでご不明な点につきましては、まずは下表の窓口へ、お問い合わせください。

表 2-1 特定都市河川流域における雨水浸透阻害行為の許可申請（相談）窓口

申請（相談）窓口	連絡先（TEL）
熊本県 土木部 河川港湾局 河川課	096-333-2507
甲佐町役場	096-234-1111

2.2. 手続きフロー

雨水浸透阻害行為の許可に係る手続きのフローは、下図のとおりです。

なお、雨水浸透阻害行為の許可により、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条（開発行為の許可）や、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2（開発行為の許可）等、他法令の許可申請が不要になるわけではありませんので、ご注意ください。

また、本法と他法令とそれぞれで流出抑制対策を求められる場合は、各々の基準を満足する必要があります。

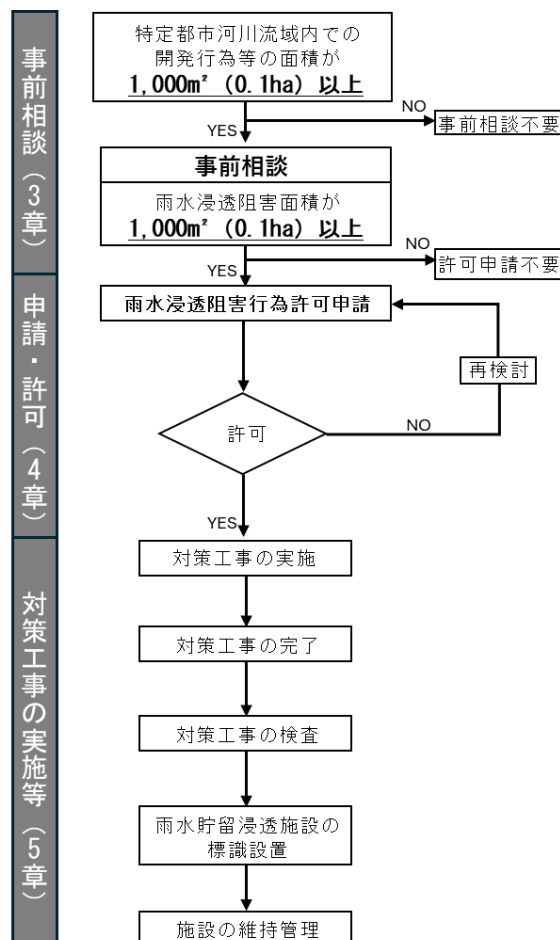


図 2-1 雨水浸透阻害行為の許可に係る手続きフロー図

2.3. 申請資料等

事前相談や許可申請等に必要な資料は、下記のとおりです。

表 2-2 事前相談や許可申請等に必要な資料一覧

【書類関係】

提出時点			様式名	名称	提出 部数
相談	申請	その他			
○			申請様式-1	雨水浸透阻害行為許可事前相談書	2
	○		別記様式第2	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書	2
		工事完了	別記様式第3	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	2
		工事廃止	別記様式第4	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出	2
		工事廃止	-	廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類	2
	○		別記様式第6	雨水貯留浸透施設整機能阻害行為許可申請（協議）書	2
○			申請様式-2	行為前後の土地利用区分面積表	2
	○		申請様式-3	雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値	2
	○		申請様式-4	政令第9条1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類	2
	○		申請様式-5	雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	2
	○		別記第1号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	2
		変更	別記第2号様式	雨水浸透阻害変更許可申請（協議）書	2
		変更	別記第3号様式	雨水浸透阻害行為変更届出書	2
		工事着手	別記第4号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	2
		その他	その他様式-1	施設管理者等変更届出書（雨水貯留浸透施設用）	2
		（交付）	別記第5号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証	-

【図面関係】

提出時点			様式名	名称	提出 部数
相談	申請	その他			
○	○		図面-1	行為区域位置図	2
○	○		図面-2	行為区域区域図	2
○	○	工事完了	図面-3	現況地形図	2
○	○	工事廃止	図面-4	現況土地利用求積図	2
○	○	工事廃止	図面-5	土地利用計画図	2
○	○		図面-6	土地利用計画求積図	2
(※)	○		図面-7	排水施設計画平面図	2
	○		図面-8	対策工事の位置図	2
	○		図面-9	対策工事の計画図 ①形状 ②構造の詳細	2
	○		図面-10	標識設置位置図	2
	○	工事廃止	図面-11	廃止時の当該土地の現況地形図 （雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合）	2
		工事完了	図面-12	設置した雨水浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面	2
		工事完了	図面-13	設置した雨水貯留浸透施設の構造詳細図	2

(※)については、事前相談時に作成していれば添付してください。

【その他資料関係】

提出時点			様式名	名称	提出 部数
相談	申請	その他			
○	○		資料-1	現況写真	2
○	○		資料-2	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）	2
○	○		資料-3	公図の写し	2
○	○		資料-4	工事工程表（任意様式）	2
○	○	○	資料-5	その他必要に応じて用意する書類	2
(※)	○		資料-6	開発許可等に伴う対策量算定結果	2
○	○		資料-7	事業概要書	2

(※)については、事前相談時に作成していれば添付してください。

表 2-2 図面に明示すべき事項一覧

図面番号	名 称	明示すべき事項
図面-1	行為区域位置図	地形図に行為区域の位置を赤色で表示。
図面-2	行為区域区域図	行為区域の区域、県界、市町村界、市町村区域内の町又は字の境界、土地の地番、土地の形状。
図面-3	現況地形図	地形、行為区域の境界並びに流出係数の区分ごとの現況（行為前）土地利用形態及び当該土地利用形態ごとの面積（申請様式-2の行為前面積）、また既存排水施設の位置。なお、等高線は、2メートルの標高差を示すもの。
図面-4	現況土地利用求積図	現況地形図（行為前）（図面-3）で明示した、土地利用形態ごとの面積の根拠となる求積図。
図面-5	土地利用計画図	行為区域の境界並びに流出係数の区分ごとの計画（行為後）土地利用形態及び当該土地利用形態ごとの面積（申請様式-2の現況（行為前）土地利用形態ごとに整理された行為后面積）、また計画排水施設の位置。
図面-6	土地利用計画求積図	土地利用計画図（行為後）（図面-5）で明示した、土地利用形態ごとの面積の根拠となる求積図。
図面-7	排水施設計画平面図	排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称
図面-8	対策工事の位置図	対策工事の計画位置又は計画区域及び集水区域
図面-9	対策工事の計画図 ①雨水貯留浸透施設の形状 ②雨水貯留浸透施設の構造の詳細 （プラスチック製品の品質証明書）	①平面図、縦断面図及び横断面図により示す ②流入口及び放流口の構造を含むもの
図面-10	標識設置位置図	1/2、500以上
図面-11	廃止時の当該土地の現況地形図 （雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合）	1/2、500以上
図面-12	設置した雨水浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面	平面図、縦断面図及び横断面図により示す
図面-13	設置した雨水貯留浸透施設の構造詳細図 （プラスチック製品の品質証明書）	流入口及び放流口の構造を含むもの

2.4. 留意事項

事前相談や申請・許可にあたっては、本手引きの3章や4章を必ずご確認ください。

また、申請手続きには、その内容の確認等に期間を要することから、まずは早めの事前相談をお願いします。

3. 事前相談

3.1. 事前相談の趣旨

雨水浸透阻害行為の許可に係る事前相談は、開発者等の行為が許可を要するものであるか、事前に判断を行い、以降の申請手続きを円滑に行うために実施するものです。

したがって、雨水浸透阻害行為であるかどうかに関わらず、特定都市河川流域内での開発等の面積が1,000 m² (0.1ha) 以上の場合は、「3.2 事前相談に必要な資料」を作成の上、「2.1 申請（相談）窓口」へご提出ください。

3.2. 事前相談に必要な資料

事前相談に必要な資料は表 3-1 のとおりです。当該資料をもとに、雨水浸透阻害行為の許可の要否を判断します。

表 3-1 事前相談に必要な資料一覧

【書類関係】

様式名	名 称	提出 部数
申請様式-1	雨水浸透阻害行為許可事前相談書	2
申請様式-2	行為前後の土地利用区分面積表	2

【図面関係】

様式名	名 称	縮 尺	提出 部数
図面-1	行為区域位置図	1/50,000以上	2
図面-2	行為区域区域図	1/2,500以上	2
図面-3	現況地形図	1/2,500以上	2
図面-4	現況土地利用求積図	1/2,500以上	2
図面-5	土地利用計画図	1/2,500以上	2
図面-6	土地利用計画求積図	1/2,500以上	2
図面-7(※)	排水施設計画平面図	1/2,500以上	2

(※)については、事前相談時に作成していれば添付してください。

【その他資料関係】

様式名	名 称	提出 部数
資料-1	現況写真	2
資料-2	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）	2
資料-3	公図の写し	2
資料-5	その他必要な書類	2

3.3. 許可を要する雨水浸透阻害行為

流出雨水量を増大させるおそれのある「雨水浸透阻害行為」とは、雨水が流出しにくい山地、林地、耕地、及びローラー等の建設機械を用いて締め固められていない土地など、宅地等以外の土地において行われる、以下の(1)～(3)に該当する行為です。その規模が1,000m²以上の行為については、法第30条の規定により、許可が必要となります。

- (1) 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- (2) 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、(1)に該当するものを除く。）
- (3) (1)及び(2)のほかに、土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある次の行為
 - ・ ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。）を新設し、又は増設する行為
 - ・ ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地で行われる行為を除く。）

なお、「宅地等」とは、法第2条第9項及び特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）（以下、「政令」という。）第1条第1項に規定される、利用形態が、宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道路線及び飛行場となっている土地です。

雨水浸透阻害行為の許可の要否については、表 3-2 をご参考ください。

表 3-2 雨水浸透阻害行為の許可の要否一覧表

		行為前の土地利用											
		告示 ^(※1) 別表 1 (宅地等)					告示 ^(※1) 別表 2 (舗装された土地)		告示 ^(※1) 別表 3 (その他土地からの流出雨 水量を増加させるおそれの ある行為に係る土地)		告示 ^(※1) 別表 4 (別表 1 ～ 3 以外の土地)		
		宅地	池沼・ 水路・ ため池	道路	鉄道 線路	飛行場	コンク リート等 (法面除く)	コンク リート等 (法面)	ゴルフ場、 運動場類 ^(※2)	締固め られた 土地	山地	人工 植生 法面	林地・ 耕地・ 原野類
行為 後の 土 地 利 用	宅地	許可不要 法第30条第 1 項に規定により 宅地等における行為は許可不要					許可不要 政令第 7 条第 2 号の規定 により舗装された土地に おける行為は許可不要		許可必要 法第30条第 1 項第 1 号に規定される行為				
	池沼・水路・ ため池												
	道路												
	鉄道線路												
	飛行場												
	コンクリート等 (法面除く)	許可必要 法第30条第 1 項第 2 号に規定される行為					許可不要 法第30条第 1 項第 3 号及び 政令第 8 条第 1 項各号に 該当しない		許可必要 法第30条第 1 項第 3 号及び 政令第 8 条第 1 項各号に規定 される行為				
	コンクリート等 (法面)												
	ゴルフ場、 運動場類 ^(※2)												
	締固められた土地	許可不要 法第30条第 1 項各号に規定される雨水浸透阻害行為に該当しない					許可不要 法第30条第 1 項各号に規定される雨水浸透阻害行為に該当しない		許可必要 法第30条第 1 項第 3 号及び 政令第 8 条第 1 項各号に規定 される行為				
山地													
人工植生法面													
林地・耕地・ 原野類													

※1) 流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）

※2) 雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。

3.4. 土地利用形態の定義と流出係数

表 3-2 に示す土地利用形態の定義と流出係数については、表 3-3 をご参考ください。

なお、土地利用形態の判断にあたっては、申請時点における最新の土地利用状況に基づいて行うことが基本であり、現地写真や航空写真、また登記書類等により判断することになりますが、これにより難しい場合は、課税の状況確認や農業委員会への意見聴取により、総合的に判断します。

また、流出係数については、流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成 16 年国土交通省告示第 521 号）で定められた値を基本とします。なお、これにより難しい場合は、別途ご相談ください。

表 3-3 (1) 土地利用形態の定義と流出係数

種別	土地利用形態	定義等	流出係数
宅 地 等 ※1	①宅地	定義 ○ 次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地。 ・ 現況において、建物の用に供している土地。 ・ 過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地。 ・ 近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地。	0.90
		備考 ○ 工作物には、太陽光発電施設を含む。 ○ 宅地は、建物の屋根面積のほかに、庭等も含めた一団をもって宅地とする。 ○ 宅地のうち、公園内の図書館、運動場の観覧席、ゴルフ場のクラブハウス等、土地利用における建物等の敷地とそれ以外の敷地の割合が一般的な宅地とは大きく異なる土地については、建物等の敷地の範囲を特定の上、「宅地」の流出係数を適用する。	
	②池沼	定義 ○ 常時又は一時的に水面を有する池沼。	1.00
		備考 ○ 沼地の範囲は、沼地を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲及び貯留に供する土堤等がある場合は、それら施設敷地一体を含めた範囲とする。	
	③水路	定義 ○ 常時又は一時的に水面を有する水路。	1.00
		備考 ○ 水路の範囲は、水路を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲とする。	

※1) 流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）別表 1

表 3-3(2)土地利用形態の定義と流出係数

種別	土地利用形態	定義等	流出係数
宅 地 等 ※1	④ため池	定義 ○ 常時又は一時的に水面を有するため池。	1.00
		備考 ○ ため池の範囲は、ため池を形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲及び貯留に供する土堤等がある場合はそれら施設敷地一体を含めた範囲とする。	
	⑤道路	定義 ○ 一般の交通の用に共する道路。（高架の道路及び軌道法（大正10年法律第76号）に規定する軌道を含む。）	【法面なし】
		備考 ○ 当該道路の敷地の範囲を含む。 ○ 道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路かどうかを問わない。 ○ 未舗装でも、一般の交通の用に共していれば道路とする。 ○ 道路の範囲は、路肩から路肩までの範囲のほか、歩道、植樹帯が含まれる。 ○ 法面を有する場合は、それらを区分し整理する。	
	⑥鉄道線路	定義 ○ 鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲。（高架の鉄道を含む。）	0.90
		備考 ○ 操車場は鉄道線路に含まない。 ○ 法面を有する場合は、それらを区分し整理する。	
	⑦飛行場	定義 ○ 空港・ヘリポート等。（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）	【法面あり】 ※4のとおり
		備考 ○ 飛行場の滑走路、誘導路、過走帯、駐機場、着陸帯、ターミナル施設等の敷地が含まれる。 ○ 法面を有する場合は、それらを区分し整理する。	
舗 装 さ れ た 土 地 ※2	⑧コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた土地（法面を除く）	定義 ○ コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた土地。（法面を除く。）	0.95
		備考	
	⑨コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面	定義 ○ コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面。	1.00
		備考	
土 地 か ら の 流 出 雨 水 量 を 増 加 さ せ る お そ れ の あ る 行 為 に 係 る 土 地 ※3	⑩ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	定義 ○ ゴルフ場の敷地すべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地。	0.50
		備考 ○ 「雨水を排除するための排水施設」がない場合は、この区分の対象とならない。 ○ クラブハウス等の建物、運動場の観覧席等は、当該建物等の敷地を含めて、「宅地」とする。	
	⑪運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	定義 ○ 運動場の敷地すべてではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地。	0.80
		備考 ○ 「雨水を排除するための排水施設」がない場合は、この区分の対象とならない。 ○ クラブハウス等の建物、運動場の観覧席等は、当該建物等の敷地を含めて、「宅地」とする。	
	⑫ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	定義 ○ 運動場、資材置き場、未舗装駐車場、鉄道の操車場等、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度、又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地。（⑩及び⑪に掲げるものを除く。）	0.50
		備考 ○ 公園の芝生広場等、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となっているものは、締め固められた土地には該当しない。 ○ 単なる整地、捨土及び十分に締め固めない盛土等は含まない。	

※1) 流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）別表1
 ※2) 〃 〃 〃 別表2
 ※3) 〃 〃 〃 別表3
 ※4) 法面（コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面の流出係数は1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面の流出係数は0.40とする。）及び法面以外の土地（流出係数は0.90とする。）の面積により加重平均して算出される値

表 3-3(3) 土地利用形態の定義と流出係数

種別	土地利用形態	定義等	流出係数
上記以外の土地 ※5	⑬山地	定義 ○ 平均勾配が10%以上の土地。(①～⑫, ⑭～⑰に掲げるものを除く。)	0.30
		備考 ○ 平均勾配 (I) については、標高を読み取ることができる図面から流域界を判別し、流域内最高地点 (H1) 及び最低地点 (H2)、また最高地点と最低地点の間の流路延長 (L) を取得し、「 $I = (H1 - H2) / L$ 」で算定する。 ○ なお、最低地点 (H2) は通常流末地点である。	
	⑭人工的に造成され植生に覆われた法面	定義 ○ 人工的に造成され、植生に覆われた法面。	0.40
		備考	
	⑮林地、原野	定義 ○ 平均勾配が10%未満で一体的に林、又は草地等を形成している土地 (①～⑭, ⑯, ⑰に掲げるものを除く)。	0.20
		備考 ○ 平均勾配 (I) については、標高を読み取ることができる図面から流域界を判別し、流域内最高地点 (H1) 及び最低地点 (H2)、また最高地点と最低地点の間の流路延長 (L) を取得し、「 $I = (H1 - H2) / L$ 」で算定する。 ○ なお、最低地点 (H2) は通常流末地点である。	
	⑯耕地	定義 ○ 耕作の目的に供される土地。(水田 (灌漑中であるか否かを問わない) を含む。)	
		備考	
	⑰ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	定義 ○ ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地。	
		備考	

※5) 流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示 (平成16年国土交通省告示第521号) 別表 4

3.5. 特定都市河川及び特定都市河川流域

本県に係る特定都市河川及び特定都市河川流域の指定状況については、下記の県ホームページアドレスをご確認ください。

○ 県ホームページアドレス

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/105/227184.html>



上記の県ホームページでは特定都市河川流域の詳細図を PDF 形式で公表していますので、当該データから、開発等の区域が特定都市河川流域内であるかどうかを確認してください。

なお、流域界付近での開発行為である等、特定都市河川流域内であるかどうか判断に迷う場合は、「2.1 申請 (相談) 窓口」へお問い合わせください。

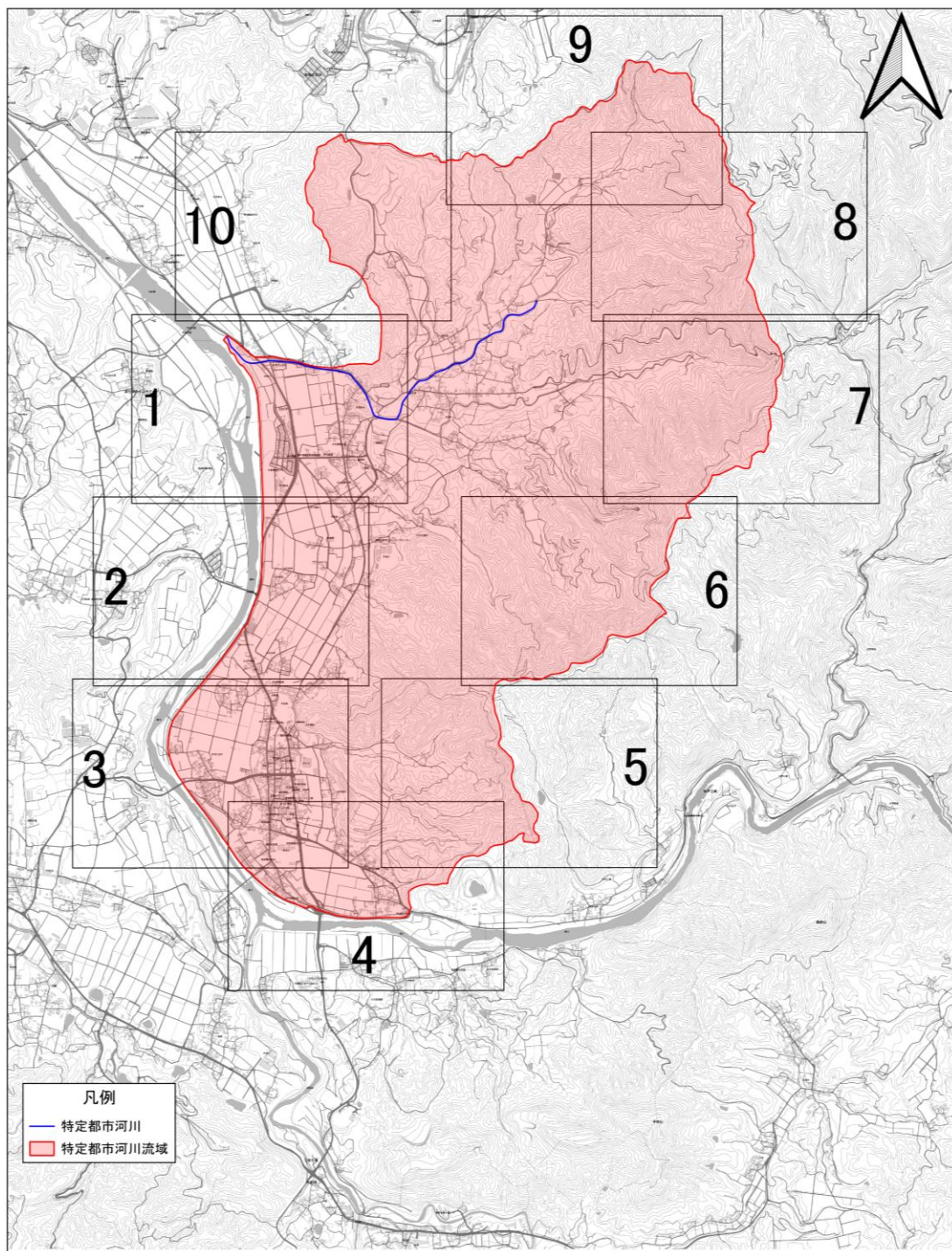
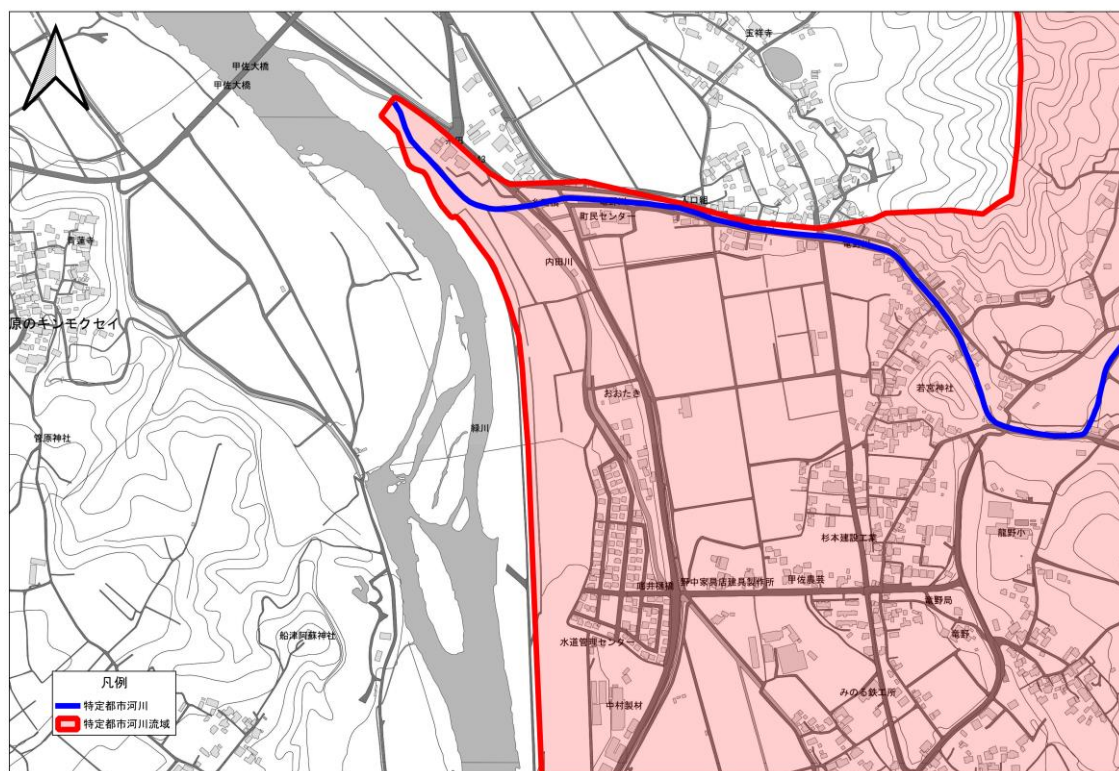


図 3-1 特定都市河川及び特定都市河川流域の全体図例（竜野川）



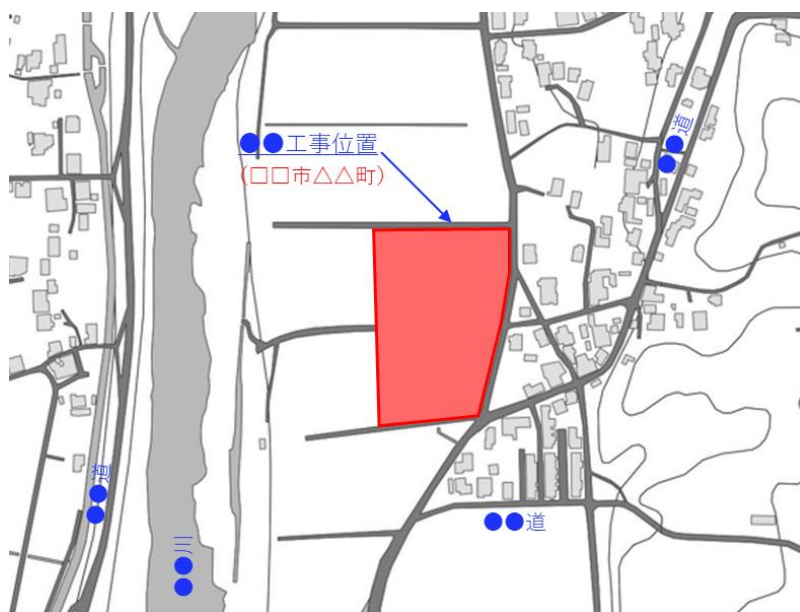
3.6. 雨水浸透阻害行為を行う土地の面積の算定

雨水浸透阻害行為をする土地の面積の算定は、開発等の行為の区域のうち、雨水浸透阻害行為を行おうとする宅地等以外の土地の面積の合計によるものとし、申請様式-2 や図面-3～6 により算定することを基本とします。なお、面積は鉛直投影面積とします。

様式の作成や面積の算定にあたっては、下記の作業 1～6 をご参考ください。

作業1 行為区域位置図の作成（例示）（図面-1）

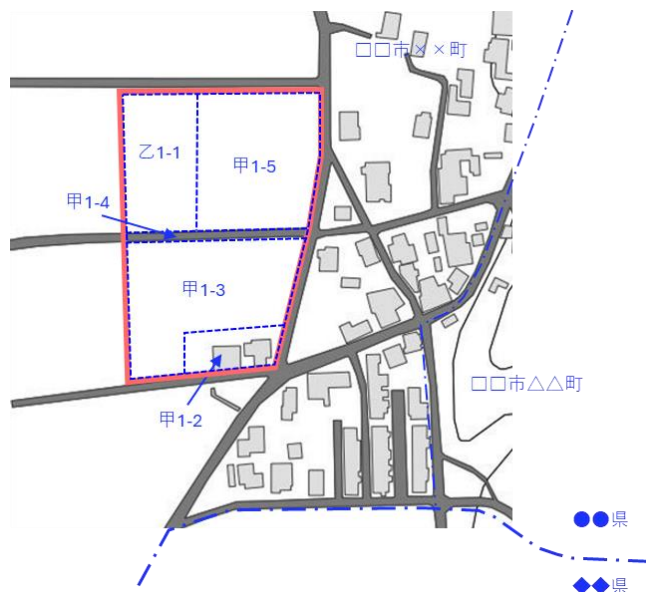
地形図縮尺 1/50,000 以上として行為区域の位置を表示する。「位置」は地番を表示してください。



作業2 行為区域図の作成（例示）（図面-2）

縮尺 1/2,500 以上として、以下を表示してください。

行為区域（事業エリア全体）・県界・市境並びに土地の地番及び形状



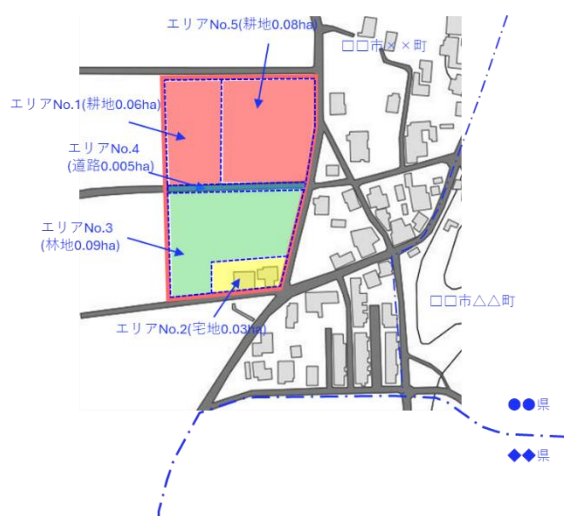
作業3 現況土地利用図（現況土地利用区分明示）の作成(例示)（図面-3）

縮尺 1/2,500 以上として、地形（等高線は 2m の標高差を示すもの）、行為区域の境界並びに土地利用区分ごと（流出係数の区分ごとの土地利用形態及び当該土地利用形態）の面積を明示してください（※1）

（※1）着色等の工夫が望まれます。

土地利用区分及び土地利用の判別は、課税地目（土地登記簿謄本）、現況の土地利用形態等から行います。

区分・エリアごとに一連の任意 NO を付与します。



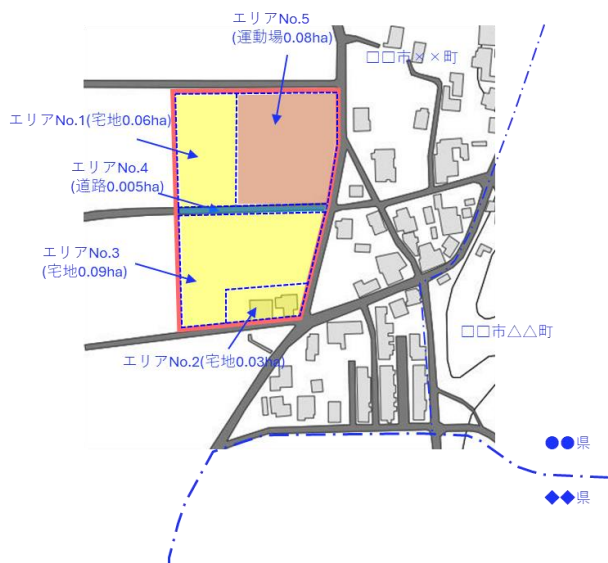
NO	宅地等※		林地・耕地 原野他	計
	宅地	道路		
1	—	—	0.0600	0.0600
2	0.0300	—	—	0.0300
3	—	—	0.0900	0.0900
4	—	0.0050	—	0.0050
5	—	—	0.0800	0.0800
計	0.0300	0.0050	0.2300	0.2650

※「宅地等」とは宅地、池沼、水路、ため池、道路等雨水が浸透しにくい土地として政令で定めるものをさします

作業4 土地利用計画図（計画土地利用区分明示）の作成(図面-5)

雨水浸透阻害行為区域の境界並びに土地利用区分（流出係数の区分ごとの土地利用形態及び当該土地利用形態）ごとの面積を明示してください。（※1）。

（※1）着色等の工夫が望まれます。



○計画土地利用の区分は作業3と同様 18 区分に基づき判別してください(区分は申請様式-2 参照)。

○区分ごと・エリアごとに一連の任意 NO を付与します。

NO	宅地等※		運動場	計
	宅地	道路		
1	0.0600	—	—	0.0600
2	0.0300	—	—	0.0300
3	0.0900	—	—	0.0900
4	—	0.0050	—	0.0050
5	—	—	0.0800	0.0800
計	0.1800	0.0050	0.0800	0.2650

※「宅地等」とは宅地、池沼、水路、ため池、道路等雨水が浸透しにくい土地として政令で定めるものをいう

作業 5 現況土地利用区分ごとの面積集計（申請様式-2）

作業 3、4 で判別した現況・計画土地利用区分を基に区分ごと・エリアごとの面積を申請様式-2 に記入し、集計する。

【留意事項】

現況及び計画の事業エリア内の土地利用面積は必ず一致することを確認してください。

作業 6 雨水浸透阻害行為面積の算定（申請様式-2）

現況で宅地等に含まれる面積を除外した雨水浸透阻害行為に該当する面積を算定します（申請様式 2 で自動算定、次ページにて例示）。

1,000m² を超える場合は法第 30 条許可申請の対象となります。

※審査側は、審査対象外であっても雨水貯留浸透対策の努力を求める。

【例示解説】

今回のケースでは、開発区域 0.2650ha に対し、現況（行為前）で既に宅地等であった面積 0.0350ha（エリア No. 1、2）を除いた 0.2300ha が雨水浸透阻害行為面積となり、1,000m²（0.1ha）を超えることから、許可申請が必要となります。

表 3-4 申請様式-2（行為前後の土地利用区分面積表）の記入

行為前		行為後		面積 (ha)																						
				宅地等に該当する土地										宅地等以外の土地										その他		
土地利用形態区分		流出係数	面積 (ha)	計	告示別表1										告示別表2		告示別表3		告示別表4		その他					
					①宅地	②池沼	③水路	④ため池	⑤道路 (法面有)	⑥道路 (法面無)	⑦鉄道 線路 (法面有)	⑧鉄道 線路 (法面無)	⑨飛行場 (法面有)	⑩飛行場 (法面無)	⑪コンクリート等 (法面有)	⑫コンクリート等 (法面無)	⑬ゴルフ場	⑭運動場類	⑮締め固められた土地	⑯山地	⑰人工 植生 法面	⑱林地・ 原野類	⑲耕地	⑳締め固められていない土地		
現況（行為前）土地利用形態ごとの面積（ha）を入力してください。 なお、面積は小数点以下4桁までの表示とします。				自動計算	0.90	1.00	1.00	1.00	0.90		0.90		0.90		0.95	1.00	0.50	0.80	0.50	0.30	0.40	0.20	0.20	0.20		
宅地等に該当する土地	告示別表1	①宅地	0.90	0.0300	0.0300	0.0300																				
		②池沼	1.00		0.0000																					
		③水路	1.00		0.0000																					
		④ため池	1.00		0.0000																					
		⑤道路（法面を有しないもの）	0.90	0.0050	0.0050	0.0050																				
		⑤道路（法面を有するもの）			0.0000																					
		⑥鉄道線路（法面を有しないもの）	0.90		0.0000																					
		⑦飛行場（法面を有するもの）	0.90		0.0000																					
小計		自動計算	0.0350	0.0350	0.0350	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
宅地等以外の土地	告示別表2	⑧コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地（法面を除く）	0.95		0.0000																					
	告示別表3	⑨コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	1.00		0.0000																					
		⑩ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.50		0.0000																					
		⑪運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.80		0.0000																					
	告示別表4	⑫ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50		0.0000																					
		⑬山地	0.30		0.0000																					
		⑭人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40		0.0000																					
		⑮林地、原野	0.20	0.0900	0.0900	0.0900																				
	⑯耕地	0.20	0.1400	0.1400	0.0600												0.0800									
	⑰ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20		0.0000																						
小計		自動計算	0.2300	0.2300	0.1500	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0800	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	
その他				0.0000																						
				0.0000																						
合計		自動計算	0.2650	0.2650	0.1850	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0800	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	
平均流出係数		自動計算	0.292	0.870																						
雨水浸透阻害行為の該当面積 (ha)		自動計算		0.1500	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0800	0.0000	→ 計 0.2300ha ※0.1ha (1,000㎡) 以上の場合、許可が必要（表申請）					

4. 申請・許可

4.1. 許可申請に必要な資料

「3 事前相談」で雨水浸透阻害行為の許可申請が必要となった場合は、次ぐページ記載の表 4-1 の資料を作成し、「2.1 申請（相談）窓口」へご提出ください。雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するための対策工事（以下、「対策工事」という。）の計画が、政令で定められた技術的基準に従い講じたものであるかどうか等の審査を行います。

表 4-1 許可申請に必要な資料一覧

【書類関係】

様式名	名 称	明示すべき事項
別記様式第2	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書	
別記第1号様式	雨水浸透阻害行為の計画説明書	工事の計画の方針、行為区域内の土地の現況及び土地利用計画並びに対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画
申請様式-2	行為前後の土地利用区分面積表	（事前相談時作成）
申請様式-3	雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値	
申請様式-4	政令第9条1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類	
申請様式-5	雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	

【図面関係】

様式名	名 称	縮 尺	明示すべき事項
図面-1	行為区域位置図	1/50,000以上	（事前相談時作成）
図面-2	行為区域区域図	1/2,500以上	（事前相談時作成）
図面-3	現況地形図（行為前）	1/2,500以上	（事前相談時作成）
図面-4	現況土地利用求積図（行為前）	1/2,500以上	（事前相談時作成）
図面-5	土地利用計画図（行為後）	1/2,500以上	（事前相談時作成）
図面-6	土地利用計画求積図（行為後）	1/2,500以上	（事前相談時作成）
図面-7	排水施設計画平面図	1/2,500以上	排水施設の位置、排水系統、吐口の位置及び放流先の名称
図面-8	対策工事の位置図	1/2,500以上	対策工事の計画位置または計画区域及び集水区域
図面-9	対策工事の計画図 ①雨水貯留浸透施設の形状 ②雨水貯留浸透施設の構造の詳細 （プラスチック製品の品質証明書）	①：1/2,500以上 ②：1/500以上	①平面図、縦断面図及び横断面図により示す ②流入口及び放流口の構造を含むもの
図面-10	標識設置位置図	1/2,500以上	

【その他資料関係】

様式名	名 称
資料-1	現況写真（写真撮影位置図を添付）
資料-2	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）
資料-3	公園の写し
資料-4	工事工程表（任意様式）
資料-5	その他必要な書類（課税台帳、委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し等）

4.2. 政令で定められた技術的基準

対策工事の必要最低限の技術的基準は、雨水浸透阻害行為を行う土地の区域において、政令第9条、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号）（以下、「規則」という。）第21条で定める基準降雨が発生した場合においても、流出雨水量の最大値が、当該雨水浸透阻害行為によって増加することのないよう定められたものです。

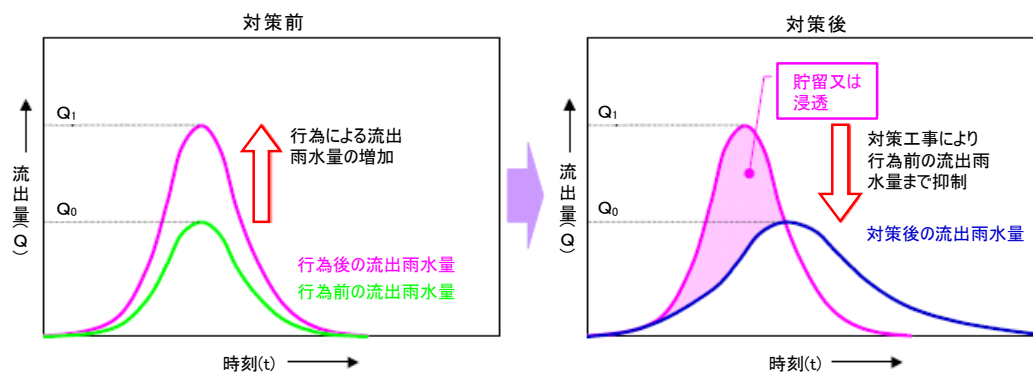


図 4-1 対策工事による流出雨水量の抑制イメージ

出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

(1) 基準降雨

基準降雨は、特定都市河川流域において10年につき1回の割合で発生するものと予想される降雨であり、当該基準降雨は、継続時間を24時間とする中央集中型波形の降雨の降雨強度値の10分ごとの推移を表により示すものとされています。（表4-2参照。）

また、基準降雨については、「3.5 特定都市河川及び特定都市河川流域」と同様、熊本県のホームページで公表しています。

○ 熊本県ホームページアドレス

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/105/227184.html>



なお、基準降雨は、既存の降雨観測記録から降雨継続時間と降雨強度の関係について統計処理して設定することを標準とされており、当県の基準降雨についても、同様の考え方で設定しています。

表 4-2 竜野川流域の基準降雨

特定都市河川流域(緑川水系竜野川)における基準降雨

特定都市河川流域(緑川水系竜野川)における基準降雨

降雨波形: 中央集中型 生起確率: 10年に1度		24時間総雨量 : 297.6mm 最大降雨強度(1時間) : 66.6mm/h 最大降雨強度(10分間) : 126.6mm/h									
時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	4.5	6	0-10	7.6	12	0-10	74.8	18	0-10	7.3
	10-20	4.5		10-20	7.7		10-20	51.2		10-20	7.2
	20-30	4.6		20-30	7.9		20-30	41.6		20-30	7.0
	30-40	4.6		30-40	8.1		30-40	35.9		30-40	6.9
	40-50	4.7		40-50	8.3		40-50	32.1		40-50	6.8
	50-60	4.7		50-60	8.5		50-60	29.3		50-60	6.7
1	0-10	4.8	7	0-10	8.7	13	0-10	27.1	19	0-10	6.5
	10-20	4.8		10-20	8.9		10-20	25.4		10-20	6.4
	20-30	4.9		20-30	9.2		20-30	23.9		20-30	6.3
	30-40	4.9		30-40	9.4		30-40	19.4		30-40	6.2
	40-50	5.0		40-50	9.7		40-50	18.1		40-50	6.1
	50-60	5.1		50-60	10.0		50-60	17.0		50-60	6.0
2	0-10	5.1	8	0-10	10.3	14	0-10	16.1	20	0-10	5.9
	10-20	5.2		10-20	10.7		10-20	15.2		10-20	5.8
	20-30	5.3		20-30	11.1		20-30	14.5		20-30	5.8
	30-40	5.3		30-40	11.5		30-40	13.8		30-40	5.7
	40-50	5.4		40-50	11.9		40-50	13.2		40-50	5.6
	50-60	5.5		50-60	12.4		50-60	12.6		50-60	5.5
3	0-10	5.5	9	0-10	12.9	15	0-10	12.1	21	0-10	5.4
	10-20	5.6		10-20	13.5		10-20	11.7		10-20	5.4
	20-30	5.7		20-30	14.1		20-30	11.3		20-30	5.3
	30-40	5.8		30-40	14.8		30-40	10.9		30-40	5.2
	40-50	5.9		40-50	15.6		40-50	10.5		40-50	5.1
	50-60	6.0		50-60	16.5		50-60	10.2		50-60	5.1
4	0-10	6.1	10	0-10	17.6	16	0-10	9.9	22	0-10	5.0
	10-20	6.2		10-20	18.8		10-20	9.6		10-20	5.0
	20-30	6.3		20-30	20.2		20-30	9.3		20-30	4.9
	30-40	6.4		30-40	24.6		30-40	9.1		30-40	4.8
	40-50	6.5		40-50	26.2		40-50	8.8		40-50	4.8
	50-60	6.6		50-60	28.1		50-60	8.6		50-60	4.7
5	0-10	6.7	11	0-10	30.6	17	0-10	8.4	23	0-10	4.7
	10-20	6.8		10-20	33.9		10-20	8.2		10-20	4.6
	20-30	7.0		20-30	38.4		20-30	8.0		20-30	4.6
	30-40	7.1		30-40	45.6		30-40	7.8		30-40	4.5
	40-50	7.3		40-50	59.6		40-50	7.6		40-50	4.5
	50-60	7.4		50-60	126.6		50-60	7.5		50-60	4.4

※「熊本県における降雨強度の算定(H20.6、熊本県土木部河川課)ブロックⅡ-A」より作成。

※ 熊本県公表の最新の降雨強度を参照すること。

(2) 流出係数

流出係数については、「3.4 土地利用形態の定義と流出係数」をご確認ください。

(3) 対策工事の規模の算定

ア 流出雨水量の算定

流出雨水量は次に掲げる式により、10 分ごとに算定します。

$$Q = \frac{1}{360} \times f \times r \times A \times \frac{1}{10000}$$

Q：行為区域からの流出雨水量 (m³/s)

f：行為区域の平均流出係数

r：基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値 (mm/h)
(洪水到達時間は 10 分とする。)

A：行為区域の面積 (m²)

イ 浸透施設の見込み方

対策工事の手法として浸透施設を計画するときのその効果の見込み方は、当該浸透施設の雨水の浸透能力を流量に換算し、流出雨水量から控除して行います。

なお、浸透施設の能力は、対策工事を行う土地の地質特性を現場試験により確認の上、設定することを標準とします。

ウ 貯留規模の算定方法

対策工事の規模の算定は、次に掲げる式によることを標準とします。

$$\frac{dV}{dt} = Q_{in}(t) - Q_{out}(t) = (Q(t) - Q_p) - Q_{out}(t)$$

$$Q(t) = \frac{1}{360} \times f \times r(t) \times A \times \frac{1}{10000}$$

i) 自然放流方式

$$[H(t) \leq 1.2D] \quad Q_{out} = C' \times a^{1/2} \times H(t)^{3/2}$$

[1.2D < H(t) ≤ 1.8D] H = 1.2D, H = 1.8D の Q_{out} を直線近似

$$[H(t) \leq 1.8D] \quad Q_{out} = C \times a \sqrt{2g(H(t) - \frac{1}{2}D)}$$

ii) ポンプ放流方式

横越流方式等による流入制限方式、ポンプによる常時排水方式の場合とも Q_{out} は次によること。

$$[Q_{in}(t) \leq Q_0] \quad Q_{out}(t) = Q_{in}$$

$$[Q_{in}(t) > Q_0] \quad Q_{out}(t) = Q_0 \quad \text{※常時排水方式の場合}$$

$$Q_{out}(t) = Q_0 \quad \text{※ポンプ排水方式の場合}$$

$Q_{in}(t)$: 調整池への流入量 (m^3/s)
 $Q_{out}(t)$: 調整池からの放流量 (m^3/s) $\leq Q_0$ (行為前の最大流出雨水量 (m^3/s))
 $Q(t)$: 行為区域からの流出雨水量 (m^3/s)
 Q_p : 浸透施設による浸透量 (m^3/s) ※ $Q(t) - Q_p \leq 0$ のときは $Q_p = Q(t)$
 V : 調整池の貯留量 (m^3)
 C, C' : 放流口の流出係数 $C=0.6$ 、 $C'=1.8$
 a : 放流口の断面積 (m^2)
 $H(t)$: 調整池の水位 (m)
 D : 放流口の径 (m)
 t : 計算時刻 (s)
 f : 行為区域の平均流出係数
 r : 基準降雨における洪水到達時間内平均降雨強度値 (mm/h)
 A : 行為区域の面積 (m^2)

4.3. 対策工事の検討

「4.2 政令で定められた技術的基準」に適合する対策工事の検討に当たっては、熊本県ホームページに公表している調整池容量計算システム（Excel 版）を活用することができます。

○ 熊本県ホームページアドレス

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/105/227184.html>



また、計算システムの操作方法是「調整池計算システム ユーザーズマニュアル (ver2.0)」も参考にしてください

○国土交通省 調整池計算システムページ

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/chouseichi/index.html

(1) 行為前後の流出係数を算定（ステップ1）

HP に掲載している「調整池容量計算システム」の「流出係数算出」シートに、申請様式-2（行為前後の土地利用区分面積表）で整理した、行為前後の土地利用形態ごとの面積を入力します。

当該シートで自動算定される平均流出係数と申請様式2で自動算定された平均流出係数が等しくなっているか、確認してください。

②申請様式-2の平均流出係数と一致しているかを確認

流出係数算定結果		行為前	行為後
		0.292	0.689

雨水浸透阻害行為の技術基準として設定する流出係数

区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)	
	計	—	0.2650	0.2650	
宅地等に該当する土地	第1号関連	宅地	0.90	0.0300	0.1850
		池沼	1.00		
		水路	1.00		
		ため池	1.00		
		道路(法面を有しないもの)	0.90	0.0050	
		道路(法面を有するもの)			
		鉄道線路(法面を有しないもの)	0.90		
		鉄道線路(法面を有するもの)			
		飛行場(法面を有しないもの)	0.90		
		飛行場(法面を有するもの)			
		太陽光パネル	0.90		
		宅地等以外の土地	関第2号	不浸透性材料により舗装された土地(法面を除く)	0.95
不浸透性材料により覆われた法面	1.00				
関第3号	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)		0.50		
	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)		0.80		
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地		0.50		
上記第1号から第3号に掲げる土地以外の土地	山地		0.30		
	人工的に造成され植生に覆われた法面		0.40		
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地		0.20	0.2300	0.0800
その他					

①申請様式-2で整理した行為前後の面積を入力

図 4-2「流出係数算出」シートの入力例

(2) 基準降雨の確認（ステップ 2）

調整池容量計算システムの「降雨強度」シートに、対象となる特定都市河川流域の基準降雨の値があらかじめ入力されていますので、誤って消去していないか等確認してください（このシートでの作業はありません）。

※降雨は対象地域の降雨に変更して下さい

時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	4.4540	6	0-10	7.5679	12	0-10	74.7582	18	0-10	7.3340
	10-20	4.5016		10-20	7.7336		10-20	51.2299		10-20	7.1872
	20-30	4.5504		20-30	7.9081		20-30	41.5732		20-30	7.0470
	30-40	4.6004		30-40	8.0918		30-40	35.9249		30-40	6.9129
	40-50	4.6517		40-50	8.2857		40-50	32.1002		40-50	6.7847
	50-60	4.7044		50-60	8.4907		50-60	29.2881		50-60	6.6618
1	0-10	4.7586	7	0-10	8.7078	13	0-10	27.1074	19	0-10	6.5440
	10-20	4.8142		10-20	8.9381		10-20	25.3520		10-20	6.4309
	20-30	4.8713		20-30	9.1829		20-30	23.8992		20-30	6.3222
	30-40	4.9301		30-40	9.4437		30-40	19.4301		30-40	6.2177
	40-50	4.9906		40-50	9.7222		40-50	18.1434		40-50	6.1172
	50-60	5.0528		50-60	10.0203		50-60	17.0345		50-60	6.0204
2	0-10	5.1169	8	0-10	10.3402	14	0-10	16.0680	20	0-10	5.9270
	10-20	5.1829		10-20	10.6844		10-20	15.2173		10-20	5.8370
	20-30	5.2509		20-30	11.0561		20-30	14.4624		20-30	5.7501
	30-40	5.3211		30-40	11.4588		30-40	13.7874		30-40	5.6661
	40-50	5.3935		40-50	11.8966		40-50	13.1800		40-50	5.5850
	50-60	5.4682		50-60	12.3745		50-60	12.6303		50-60	5.5065
3	0-10	5.5454	9	0-10	12.8985	15	0-10	12.1302	21	0-10	5.4305
	10-20	5.6252		10-20	13.4760		10-20	11.6730		10-20	5.3570
	20-30	5.7077		20-30	14.1157		20-30	11.2534		20-30	5.2857
	30-40	5.7931		30-40	14.8290		30-40	10.8667		30-40	5.2166
	40-50	5.8816		40-50	15.6295		40-50	10.5091		40-50	5.1496
	50-60	5.9733		50-60	16.5353		50-60	10.1773		50-60	5.0846
4	0-10	6.0683	10	0-10	17.5692	16	0-10	9.8687	22	0-10	5.0214
	10-20	6.1670		10-20	18.7619		10-20	9.5807		10-20	4.9601
	20-30	6.2695		20-30	20.1546		20-30	9.3112		20-30	4.9005
	30-40	6.3760		30-40	24.5934		30-40	9.0586		30-40	4.8425
	40-50	6.4868		40-50	26.1855		40-50	8.8212		40-50	4.7862
	50-60	6.6023		50-60	28.1343		50-60	8.5977		50-60	4.7313
5	0-10	6.7226	11	0-10	30.5972	17	0-10	8.3868	23	0-10	4.6779
	10-20	6.8481		10-20	33.8505		10-20	8.1875		10-20	4.6259
	20-30	6.9792		20-30	38.4393		20-30	7.9987		20-30	4.5752
	30-40	7.1163		30-40	45.6408		30-40	7.8197		30-40	4.5258
	40-50	7.2598		40-50	59.6480		40-50	7.6497		40-50	4.4777
	50-60	7.4101		50-60	126.6252		50-60	7.4880		50-60	4.4307

降雨強度式

降雨強度式の選択

☐ タルボット式 $I = a / (t + b)$
☐ シャーマン式 $I = a / t^n$
☐ 久野・石黒 $I = a / (t^{0.5} + b)$
☒ クリーブランド $I = a / (t^n + b)$
☐ 久野・石黒変形 任意のn

降雨強度式

a

b

n

波形の選択

☒ 中央集中型
☐ 後方集中型

計 算 実 行

基準降雨はあらかじめ入力されていますので、このシートでの作業は特にありません。

図 4-3 「降雨強度」シートの入力例（竜野川流域の場合）

(3) 行為前後の 10 分ごとの流出量を算定（ステップ 3）

調整池容量計算システムの「流出計算(Q-T グラフ)」シートで流出計算を行います。流出計算条件（行為面積や行為前後の流出係数）の入力を確認し、計算を実行してください。

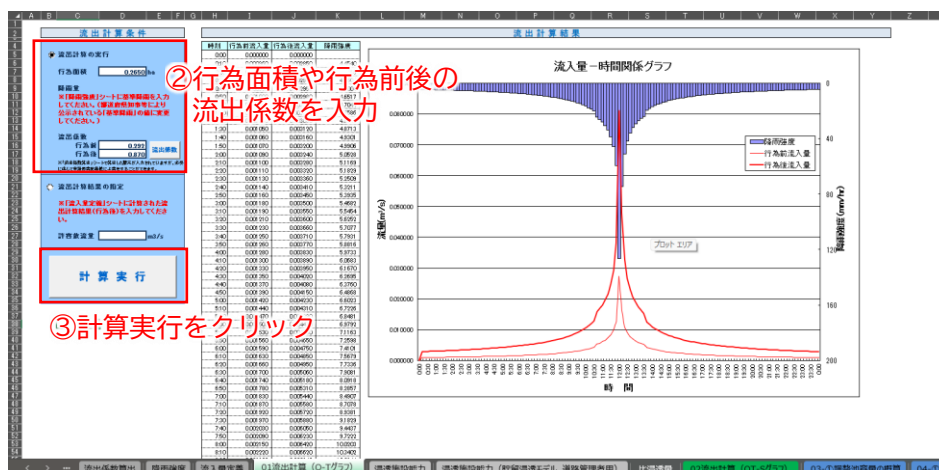


図 4-4 行為前後の流出量の算定

計算後は、「流出計算(Q-T グラフ)」シートで算出された行為前後の雨水流出量の最大値と、調整池容量計算システムとは別の申請様式-3（雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値）との値が、一致しているかどうかを確認してください。

51	7:40	0.000330	0.006060	9.4407
52	7:50	0.000280	0.006220	9.7222
53	8:00	0.000150	0.006400	10.0000
54	8:10	0.000220	0.006620	10.3402
55	8:20	0.000300	0.006840	10.6844
56	8:30	0.000380	0.007080	11.0661
57	8:40	0.000460	0.007340	11.4698
58	8:50	0.000560	0.007620	11.8965
59	9:00	0.000660	0.007920	12.3475
60	9:10	0.000770	0.008260	12.8265
61	9:20	0.000900	0.008630	13.3360
62	9:30	0.000950	0.008940	13.8717
63	9:40	0.000910	0.009200	14.4300
64	9:50	0.000860	0.009400	15.0065
65	10:00	0.000850	0.009580	15.5953
66	10:10	0.000780	0.009720	16.1922
67	10:20	0.000630	0.009820	16.7919
68	10:30	0.000430	0.009890	17.3986
69	10:40	0.000290	0.009930	17.9964
70	10:50	0.000160	0.009940	18.5895
71	11:00	0.000060	0.009920	19.1719
72	11:10	0.000000	0.009870	19.7386
73	11:20	0.000000	0.009790	20.2845
74	11:30	0.000000	0.009680	20.8045
75	11:40	0.000000	0.009540	21.2936
76	11:50	0.000000	0.009370	21.7568
77	12:00	0.000000	0.009180	22.1992
78	12:10	0.000000	0.008960	22.6268
79	12:20	0.000000	0.008720	23.0345
80	12:30	0.000000	0.008460	23.4172
81	12:40	0.000000	0.008180	23.7700
82	12:50	0.000000	0.007890	24.0988
83	13:00	0.000000	0.007590	24.4086
84	13:10	0.000000	0.007280	24.6944
85	13:20	0.000000	0.006960	24.9512
86	13:30	0.000000	0.006630	25.1840
87	13:40	0.000000	0.006290	25.3888
88	13:50	0.000000	0.005940	25.5616
89	14:00	0.000000	0.005580	25.7088
90	14:10	0.000000	0.005210	25.8272
91	14:20	0.000000	0.004830	25.9136
92	14:30	0.000000	0.004440	25.9744
93	14:40	0.000000	0.004040	26.0064
94	14:50	0.000000	0.003630	26.0160
95	15:00	0.000000	0.003210	26.0000
96	15:10	0.000000	0.002780	25.9568
97	15:20	0.000000	0.002340	25.8936
98	15:30	0.000000	0.001890	25.8080
99	15:40	0.000000	0.001430	25.7000
100	15:50	0.000000	0.000960	25.5704

申請様式-3（竜野川）

雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値

合算式 $Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$

Q: 流量 (m³/s)
f: 流出係数 (申請様式-2より)
r: 最大降雨強度(10分間) (mm/h) ⇒ 126.6 ※
A: 集水面積 (ha) (申請様式-2より)

① 行為前の最大雨水流出量

$$Q = 1 / 360 \times \frac{0.292}{f} \times \frac{126.6}{r} \times \frac{0.2650}{A} = 0.02721 \text{ m}^3/\text{s}$$

※自動計算

② 行為後の最大雨水流出量

$$Q = 1 / 360 \times \frac{0.870}{f} \times \frac{126.6}{r} \times \frac{0.2650}{A} = 0.08108 \text{ m}^3/\text{s}$$

※自動計算

よって、
0.08108 m³/s - 0.02721 m³/s = 0.05387 m³/s
0.05387 m³/s をカットする対策が必要。

※ r: 最大降雨強度(10分間)については、熊本県公表の最新の降雨強度を参照すること。
※ 行為前後の f: 流出係数、A: 集水面積については申請様式-2より自動入力
※ 行為前後の Q: 流量は計算式より自動算出

図 4-5 「流出計算(Q-T グラフ)」シートと申請様式-3 の値の確認例

本例では、行為前の最大雨水流出量がQ=0.02814m³/s であるのに対し、行為後の最大雨水流出量がQ=0.08383m³/s となっていることから、雨水貯留浸透施設の設置により、その差分のQ=0.05569m³/s 以上を抑制する必要があります。

(4) 流出量に対する浸透施設の効果の反映（ステップ4）

ステップ3で算定した流出量に対し、浸透施設を計画していれば、その効果を反映します。浸透施設の計画の有無で手順が異なりますので、ご注意ください。

ア 浸透施設を設置しない場合

調整池容量計算システムの「流出計算(QS-T グラフ)」シートで、流出計算条件を「浸透施設なし」とし、計算を実行してください。

②浸透施設なしを選択

③計算実行/再設定をクリック

① 流出計算(QT-S グラフ)シートを選択

図 4-6 「流出計算(QS-T グラフ)」シートの入力例（浸透施設がない場合）

イ 浸透施設を設置する場合

調整池容量計算システムの「浸透施設能力」シートで、浸透施設の諸元を入力してください。

浸透マス、浸透トレンチ、透水性舗装、その他の施設について、比浸透量、飽和透水係数、設置数量、及び影響係数をそれぞれ入力します。

また、空隙貯留がある場合は、空隙貯留諸元として、1単位あたりの体積及び空隙率を入力してください。

入力が完了すると、「浸透施設能力算定結果」及び「空隙貯留量算定結果」が自動計算されます。

③浸透施設能力算定結果及び空隙貯留量算定結果が表示

浸透施設能力算定結果							空隙貯留量算定結果										
浸透マス 0.00	+	浸透トレンチ 0.00	+	透水性舗装 0.00	+	その他 0.00	=	浸透施設能力算定結果 0.00 m ³ /s	浸透マス 0.000	+	浸透トレンチ 0.000	=	透水性舗装 0.000	+	その他 0.000	=	空隙貯留量算定結果 0.000 m ³
(総敷エリア全体に対する全浸透施設の影響係数: 0 mm/hr)																	

浸透施設能力算定結果							空隙貯留量算定結果				
【浸透マス】 単位設計浸透量(m ³ /hr/m) 比浸透量(m ³) 飽和透水係数(m/hr) 設置数量(個) 影響係数(1) (2) (3) 1 0.00 0.90 0.90 0.90 2 0.00 0.90 0.90 0.90 3 0.00 0.90 0.90 0.90 4 0.00 0.90 0.90 0.90 5 0.00 0.90 0.90 0.90 6 0.00 0.90 0.90 0.90 7 0.00 0.90 0.90 0.90 8 0.00 0.90 0.90 0.90 9 0.00 0.90 0.90 0.90 10 0.00 0.90 0.90 0.90							【浸透トレンチ】 単位設計浸透量(m ³ /hr/m) 比浸透量(m ³) 飽和透水係数(m/hr) 設置数量(個) 影響係数(1) (2) (3) 1 0.00 0.90 0.90 0.90 2 0.00 0.90 0.90 0.90 3 0.00 0.90 0.90 0.90 4 0.00 0.90 0.90 0.90 5 0.00 0.90 0.90 0.90 6 0.00 0.90 0.90 0.90 7 0.00 0.90 0.90 0.90 8 0.00 0.90 0.90 0.90 9 0.00 0.90 0.90 0.90 10 0.00 0.90 0.90 0.90				
【透水性舗装】 単位設計浸透量(m ³ /hr/m) 比浸透量(m ³) 飽和透水係数(m/hr) 設置数量(個) 影響係数(1) (2) (3) 1 0.00 0.90 0.90 0.90 2 0.00 0.90 0.90 0.90 3 0.00 0.90 0.90 0.90 4 0.00 0.90 0.90 0.90 5 0.00 0.90 0.90 0.90 6 0.00 0.90 0.90 0.90 7 0.00 0.90 0.90 0.90 8 0.00 0.90 0.90 0.90 9 0.00 0.90 0.90 0.90 10 0.00 0.90 0.90 0.90							【その他】 単位設計浸透量(m ³ /hr/m) 比浸透量(m ³) 飽和透水係数(m/hr) 設置数量(個) 影響係数(1) (2) (3) 1 0.00 0.90 0.90 0.90 2 0.00 0.90 0.90 0.90 3 0.00 0.90 0.90 0.90 4 0.00 0.90 0.90 0.90 5 0.00 0.90 0.90 0.90 6 0.00 0.90 0.90 0.90 7 0.00 0.90 0.90 0.90 8 0.00 0.90 0.90 0.90 9 0.00 0.90 0.90 0.90 10 0.00 0.90 0.90 0.90				

空隙貯留量算定結果								
浸透マス 0.000	+	浸透トレンチ 0.000	=	透水性舗装 0.000	+	その他 0.000	=	空隙貯留量算定結果 0.000 m ³
(総敷エリア全体に対する全浸透施設の影響係数: 0 mm/hr)								

空隙貯留量算定結果								
浸透マス 0.000	+	浸透トレンチ 0.000	=	透水性舗装 0.000	+	その他 0.000	=	空隙貯留量算定結果 0.000 m ³
(総敷エリア全体に対する全浸透施設の影響係数: 0 mm/hr)								

図 4-7 「浸透施設能力」シート

「浸透施設能力」シートを入力後、「流出計算(QS-T グラフ)」シートで、流出計算条件を「浸透施設あり」とし、計算を実行してください。

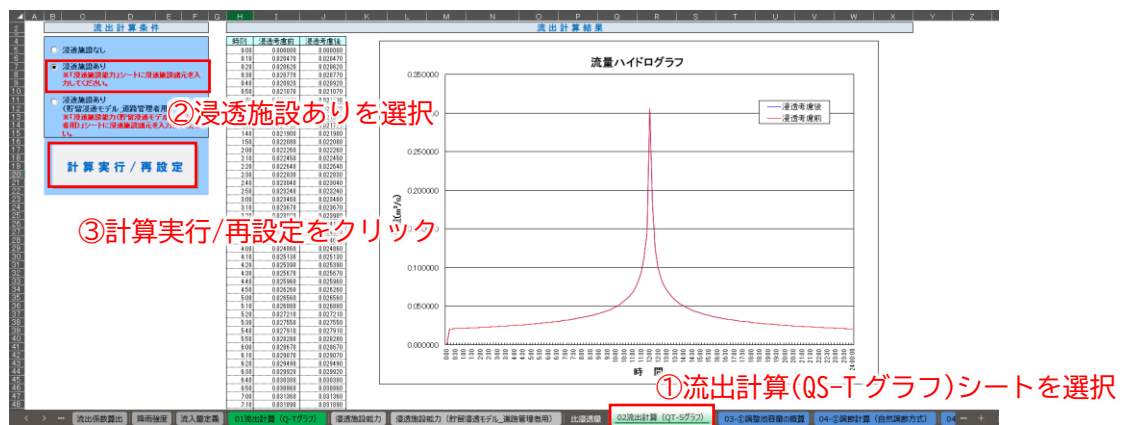


図 4-8 「流出計算 (QS-T グラフ)」シートの入力例（浸透施設がある場合）

(5) 雨水貯留浸透施設の規模等の概算（ステップ 5）

調整池容量計算システムの「調整池容量の概算」シートで、自然調節方式による雨水貯留浸透施設の必要容量やオリフィス径の概算を確認できます。

調整池高を入力し、計算を実行してください。

※①自然調節方式により調整池容量を概算する場合に入力してください

入力条件		計算実行	
行為後ピーク流入量 (浸透考慮後)	0.064220 m³/s	計算実行	概算結果
調整池諸元 許容放流量 (行為前ピーク流入量)	0.027220 m³/s		
調整池高	1.000 m		
浸透施設条件	浸透施設あり	必要容量	260 m³/ha
		オリフィス径(円管、直径)	0.114 m

①雨水貯留浸透施設の高さ（調整池高）を入力

②計算実行をクリック

③必要容量やオリフィス径の概算が自動計算

※自動計算される必要容量は 1ha 当たりの数値となっており、今回の例では 0.2650ha が行為面積であることから、 $260\text{m}^3/\text{ha} \times 0.2650\text{ha} = 68.9\text{m}^3$ が、概算の容量となる。

図 4-9 「調整池容量の概算」シートの入力例

(6) 雨水貯留浸透施設の規模等の決定（ステップ6）

調整池容量計算システムの「調節計算」シートで、計画する雨水貯留施設の規模等を入力し、その評価を行います。ステップ5の概算結果等を参考に、総合評価が「0.K」となるまで、繰り返し計算します。なお、今回は自然調節方式の場合を例示します。

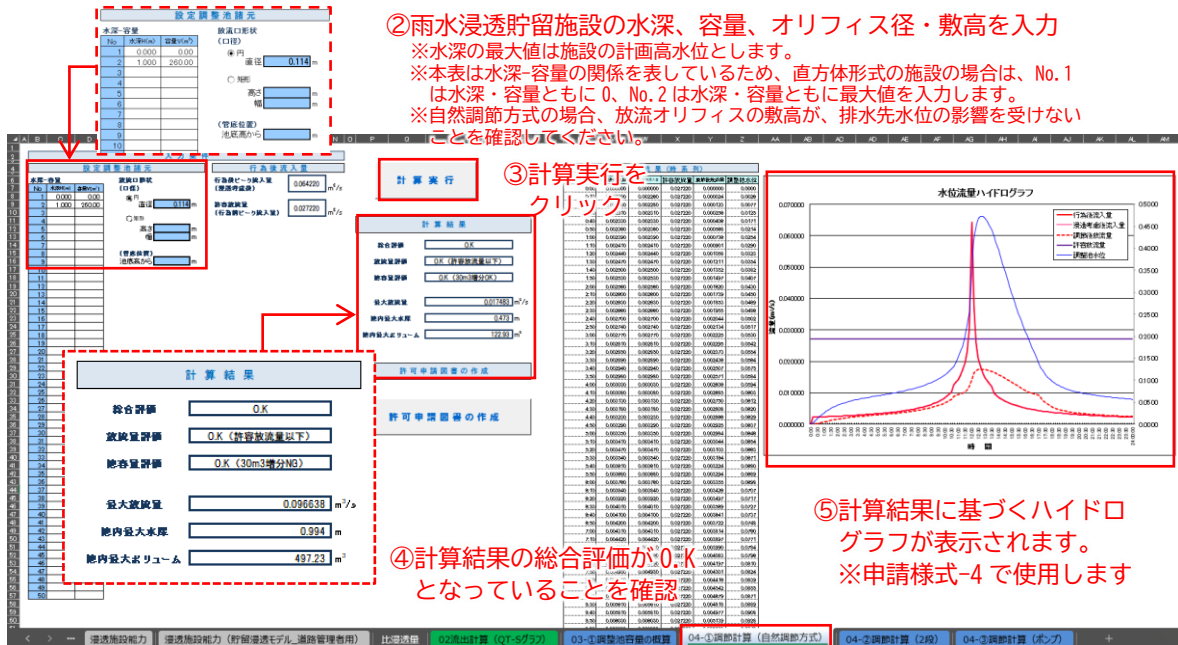


図-4-10 「調節計算」シートの入力例（自然調節方式の場合）

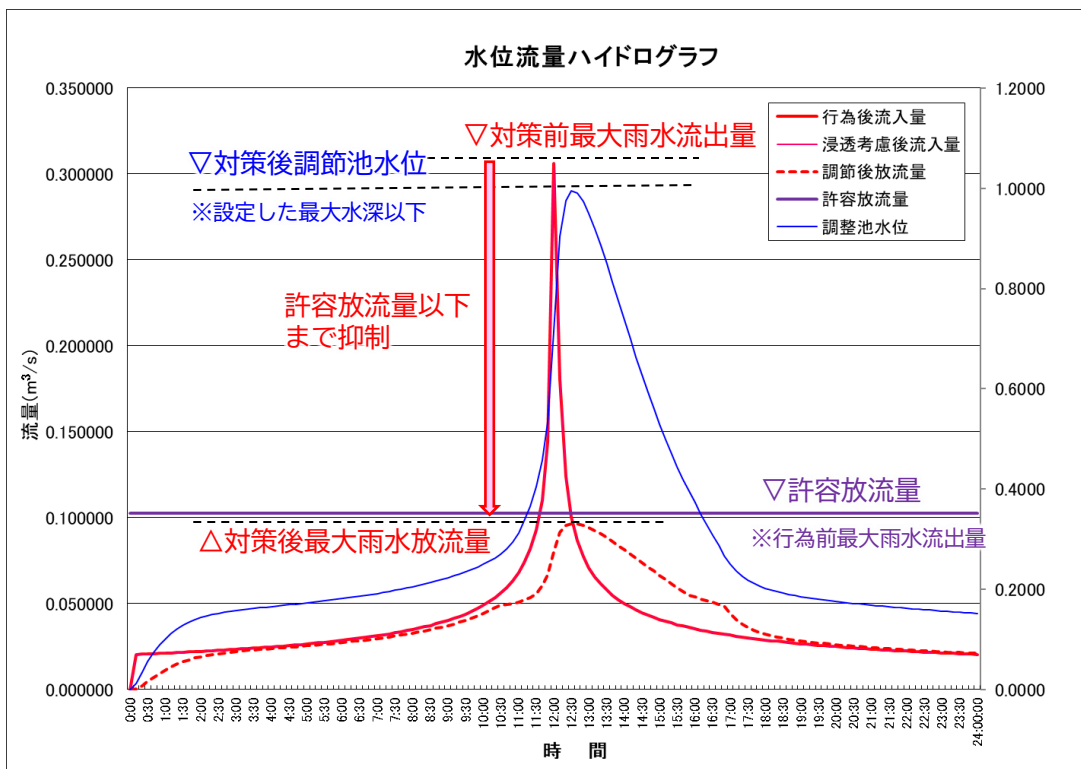
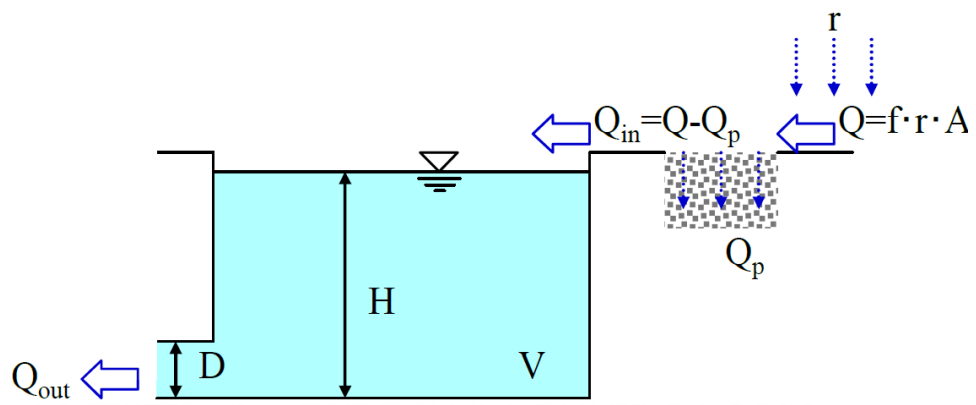


図 4-11 「調節計算」シートで表示されるハイドログラフの解説



※調節計算は、 Q_{out} が行為前の最大雨水流出量以下になるように、雨水貯留施設の規模等について、繰り返し計算し求めるもの。

図 4-12 自然調節方式の概念図

(7) 申請様式-4（政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類）の作成（ステップ7）

ステップ4、ステップ6の計算結果を、申請様式-4（政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類）に整理してください。

申請様式-4

政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類

流出抑制施設諸元

調整池諸元
放流口径（2段オリフィスの場合は、上・下段の両諸元を記載）

放流口形状	形状	下段	上段（2段オリフィスの場合）
	円形	円形	
直径	0.114		
高さ	—		
幅	—		
管底位置（池底から）	0.000		

浸透施設諸元
浸透能力 m³/s

【浸透マス】	単位設計浸透能 (m ³ /hr/㎡) 比浸透量 (mf)	飽和透水係数 (m/hr)	設置数量 (個)	影響係数			【浸透マス】	体積 (m ³)	空隙率 (%)
				(1) 内容(1)	(2) 内容(2)	(3) 内容(3)			
1				0.90	0.90	0.80	1		
2				0.90	0.90	1.00	2		
3				0.90	0.90	1.00	3		
4				0.90	0.90	1.00	4		
5				0.90	0.90	1.00	5		
6				0.90	0.90	1.00	6		
7				0.90	0.90	1.00	7		
8				0.90	0.90	1.00	8		
9				0.90	0.90	1.00	9		
10				0.90	0.90	1.00	10		

調整池諸元
H V
0.000 0.00
1.000 260.00

ポンプ諸元（ポンプ排水を用いた場合）
H Q

ステップ6で整理した雨水貯留施設の諸元を貼り付け

浸透トレンチ

【浸透トレンチ】	単位設計浸透能 (m ³ /hr/㎡) 比浸透量 (mf)	飽和透水係数 (m/hr)	設置数量 (m)	影響係数			【浸透トレンチ】	体積 (m ³)	空隙率 (%)
				(1) 内容(1)	(2) 内容(2)	(3) 内容(3)			
1				0.90	0.90	1.00	1		
2				0.90	0.90	1.00	2		
3				0.90	0.90	1.00	3		
4				0.90	0.90	1.00	4		
5				0.90	0.90	1.00	5		
6				0.90	0.90	1.00	6		
7				0.90	0.90	1.00	7		
8				0.90	0.90	1.00	8		
9				0.90	0.90	1.00	9		
10				0.90	0.90	1.00	10		

ステップ4で整理した浸透施設の諸元を貼り付け（浸透施設がない場合は空白）

透水性能舗装

【透水性能舗装】	単位設計浸透能 (m ³ /hr/㎡) 比浸透量 (mf)	飽和透水係数 (m/hr)	設置数量 (㎡)	影響係数			【透水性能舗装】	体積 (m ³)	空隙率 (%)
				(1) 内容(1)	(2) 内容(2)	(3) 内容(3)			
1				0.90	0.90	0.10	1		
2				0.90	0.90	1.00	2		
3				0.90	0.90	1.00	3		
4				0.90	0.90	1.00	4		
5				0.90	0.90	1.00	5		
6				0.90	0.90	1.00	6		
7				0.90	0.90	1.00	7		
8				0.90	0.90	1.00	8		
9				0.90	0.90	1.00	9		
10				0.90	0.90	1.00	10		

その他

【その他】	単位設計浸透能 (m ³ /hr/㎡) 比浸透量 (mf)	飽和透水係数 (m/hr)	設置数量 (単位)	影響係数			【その他】	体積 (m ³)	空隙率 (%)
				(1) 内容(1)	(2) 内容(2)	(3) 内容(3)			
1				0.90	0.90		1		
2				0.90	0.90		2		
3				0.90	0.90		3		
4				0.90	0.90		4		
5				0.90	0.90		5		
6				0.90	0.90		6		
7				0.90	0.90		7		
8				0.90	0.90		8		
9				0.90	0.90		9		
10				0.90	0.90		10		

3 流出抑制施設諸元

調節計算結果
最大流入量（行為後） 0.064220 m³/s
最大放流量 0.017483 m³/s < 許容 0.027220 m³/s

水位流量ハイドログラフ

※最大流量についてシステムから貼り付け
※水位流量ハイドログラフについてシステムから貼り付け

ステップ8で計算した対策後の最大放流量及びハイドログラフを貼り付け

図 4-13 申請様式 4 記入例

(8) その他

本手引きで解説している調整池容量計算システムは、国土交通省が公表したシステムに、あらかじめ本県の基準降雨を入力したものであり、下記の国のホームページにユーザーズマニュアルや使用条件等が公表されていますので、本手引きに記載されていない内容については、当該情報をご確認ください。

○ 国ホームページアドレス（調整池容量計算システム）

https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/chouseichi/index.html



5. 対策工事の実施等

5.1. 対策工事の実施等に必要な資料

対策工事の実施等に必要な資料は表 5-1 のとおりです。

表 5-1 対策工事の実施等に必要な資料一覧

【書類関係】

提出時点	様式名	名称	明記すべき事項
変更	別記第2号様式	雨水浸透阻害変更許可申請（協議）書	変更に係る事項、変更の理由、雨水浸透阻害行為の許可の許可番号
変更	別記第3号様式	雨水浸透阻害行為変更届出書	工事着手予定日または工事完了予定日
工事着手	別記第4号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	
工事完了	別記様式第3	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	
工事廃止	別記様式第4	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出	薄浸透阻害行為の許可の許可番号、工事廃止年月日、工事を廃止した行為区域に含まれる地域の名称
工事廃止	-	廃止の理由並びに廃止に伴う措置を記載した書類	
その他	その他様式-1	施設管理者等変更届出書（雨水貯留浸透施設用）	
(交付)	その他様式-2	雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証	(県または市から交付)
申請	別記様式第6	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書	

【図面関係】

提出時点	様式名	名称	縮尺	明記すべき事項
工事廃止	図面-11	廃止時の当該土地の現況地形図 (雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合)	1/2,500以上	
工事完了	図面-12	設置した雨水浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面	1/2,500以上	平面図、縦断面図及び横断面図により示す
工事完了	図面-13	設置した雨水貯留浸透施設の構造詳細図 (プラスチック製品の品質証明書)	1/500以上	流入口及び放流口の構造を含むもの

【書類関係】

提出時点	様式名	名称
適宜	資料-5	その他必要な資料（現地写真等）

5.2. 雨水浸透阻害行為の許可後の主な手続き等

(1) 申請・届出内容に変更があった場合

雨水浸透阻害行為の区域の位置や規模、また対策工事の計画など、許可を受けた内容を変更したい場合は、改めて許可が必要となります。別記第2号様式及び、「4.1 許可申請に必要な資料」のうち別記様式第2を除く資料（変更に係るもの）により、申請を行ってください。

なお、雨水浸透阻害行為に関する工事や、その対策工事に係る着手予定日又は完了予定日の変更については、軽微な変更となりますので、別記第3号様式により、遅滞なく届出を行ってください。

(2) 工事着手時

雨水浸透阻害行為に関する許可後、対策工事に着手した際は、速やかに、別記第4号様式（雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書）により、届出を行ってください。

(3) 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了時

雨水浸透阻害行為に関する工事が次に掲げる工程を含む場合において、当該工程に係る工事を終了するときは、その終了の3日前までに別記様式第3により届出を行ってください。また、届出の際は、設置した雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面や構造詳細図を添付してください。

- 1) 地下に設けられる雨水貯留浸透施設の設置
- 2) 前号に掲げるもののほか、知事が指定する工程

(4) 雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止する場合

雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止する場合は、別記様式第4により、届出を行ってください。また届出の際は、廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類を提出するとともに、雨水浸透阻害行為に関する工事に着手していた場合は、廃止時の当該土地の現況地形図や写真を添付してください。

(5) 工事完了の検査

工事完了の届出後は、県または市が、雨水浸透阻害行為に関する工事が法第32条の政令で定める技術的基準に適合しているかどうかについて検査を行います。

また、当該基準に適合していると認められた場合は、別記第5号様式（雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証）の交付を行います。

(6) 標識の設置

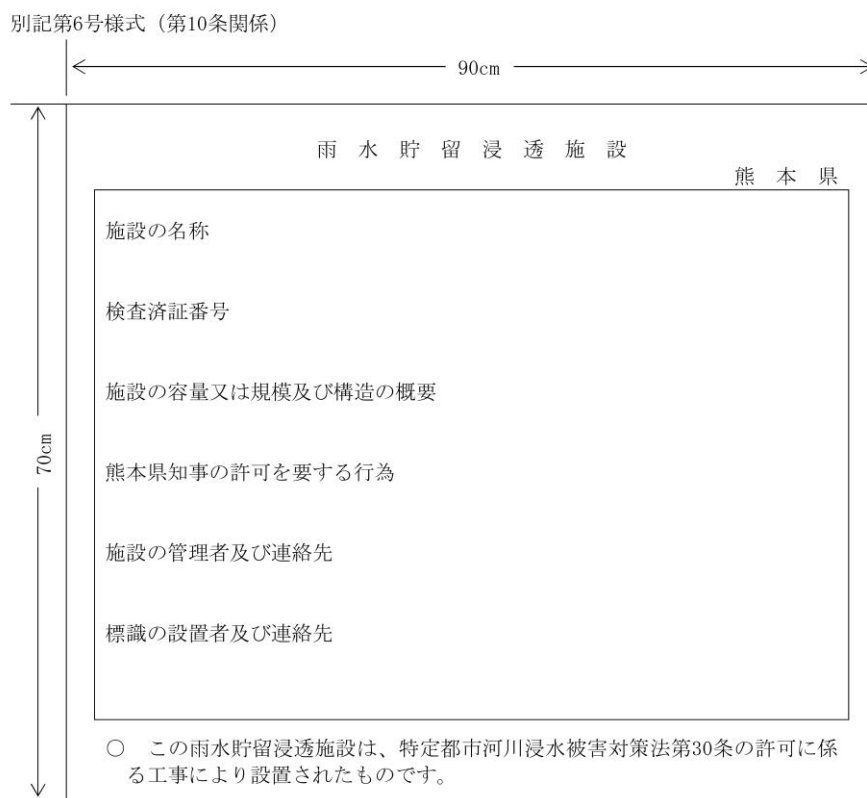
工事完了の検査で、技術的基準に適合していると認められた後は、雨水貯留浸透施設周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に、下記内容が記載された標識の設置を行う必要があります。

- ①雨水貯留浸透施設の名称
- ②雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- ③雨水貯留浸透施設の容量（容量のない施設にあっては規模）及び構造の概要
- ④雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は
都道府県知事等の許可を要する旨
- ⑤雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- ⑥標識の設置者及びその連絡先

標識のイメージは図 5-1 のとおりです。

標識の設置位置等については、許可申請時において、図面-10 により協議の上、決定します。また、標識の設置は県等で行いますが、許可申請者自らで行うことも可能です。

当該標識は、雨水貯留浸透施設が特定都市河川流域の特定都市河川等の浸水被害の防止に寄与していることを流域内住民等に対して周知するために設置するものであり、かつ、雨水貯留浸透施設の権原が移った場合も、当該土地・建物について雨水貯留浸透施設の機能を保全する必要がある、施設の機能を阻害するおそれのある行為が許可に係らしめるものであることを取引の相手方が知らずに購入することを防止する等の観点から必要なものであることから設置するものです。ご理解のほどよろしくお願いいたします。



注 標識の大きさについては、これを設置する土地又は建築物等の規模等により、この様式により難しい場合は「縦15センチメートル、横30センチメートル」又は「縦8センチメートル、横15センチメートル」とする。

図 5-1 雨水浸透阻害行為の標識イメージ

(7) 雨水浸透貯留施設の管理者等を変更する場合

設置した雨水浸透貯留施設の管理者等を変更する場合は、その他様式-1 により、届出を行ってください。

その他様式-1

(雨水貯留浸透施設用)

施設管理者等変更届出書			
年 月 日			
熊 本 県 知 事 様			
住 所			
氏 名			
(名 称 及 び)			
代表者氏名			
電話 - -			
次のとおり、各事項を変更しました。			
許 可 年 月 日		及 び 許 可 番 号	
施 設 が 含 ま れ る 地 域 の 名 称		(土地の住所・地番)	
変 更 事 項	施 設 管 理 者	新	氏 名 所 在 電 話 番 号
		旧	氏 名 所 在 電 話 番 号
	そ の 他	新	
		旧	
担 当 者 連 絡 先		電 話 - -	
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

図 5-2 その他様式-1

6. おわりに

6.1. 雨水の貯留浸透の推進

特定都市河川流域内においては、一定規模以上の雨水浸透阻害行為については流出抑制対策が義務付けられることとなりますが、許可や届出を要しない雨水浸透阻害行為についての流出抑制対策も、浸水被害の防止には有効です。本制度が雨水流出と流域治水について関心を向けていただく一助となりますと幸いです。

本県としましては、引き続き、流域治水の取組を進めるとともに、特定都市河川の制度も活用しながら、住民の皆様が安心・安全に暮らすことができる強靱な県土づくりの推進に取り組んでまいりますので、雨水の貯留浸透へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

【參考資料】
各種申請樣式

表 許可申請に必要な様式一覧

【書類関係】

提出時点			様式名	名称	提出 部数
相談	申請	その他			
○			申請様式-1	雨水浸透阻害行為許可事前相談書	2
	○		別記様式第2	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書	2
		工事完了	別記様式第3	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	2
		工事廃止	別記様式第4	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出	2
		工事廃止	-	廃止の理由及び廃止に伴う措置を記載した書類	2
	○		別記様式第6	雨水貯留浸透施設整機能阻害行為許可申請（協議）書	2
○			申請様式-2	行為前後の土地利用区分面積表	2
	○		申請様式-3	雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値	2
	○		申請様式-4	政令第9条1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類	2
	○		申請様式-5	雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	2
	○		別記第1号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	2
		変更	別記第2号様式	雨水浸透阻害変更許可申請（協議）書	2
		変更	別記第3号様式	雨水浸透阻害行為変更届出書	2
		工事着手	別記第4号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	2
		その他	その他様式-1	施設管理者等変更届出書（雨水貯留浸透施設用）	2

雨水浸透阻害行為許可事前相談書

事前相談日時	年 月 日 () : ~ :
事業区域に含まれる地域の名称	
事業区域の面積	
予定する事業の計画の内容	
事業主又は建築主等の住所・氏名	住 所 氏 名
代理人等の住所・氏名・連絡先	住 所 氏 名 連絡先 () 担当者

(注) 事前相談には、次の図書を添付してください。(各図書の作成要領は、裏面を参照して下さい)

- 1 行為区域位置図(図面-1)(縮尺5万分の1以上)
- 2 行為区域区域図(図面-2)(縮尺2、500分の1以上)
- 3 現況地形図(行為前)(図面-3)(縮尺2、500分の1以上)
- 4 現況土地利用求積図(行為前)(図面-4)(縮尺2、500分の1以上)
- 5 土地利用計画図(行為後)(図面-5)(縮尺2、500分の1以上)
- 6 土地利用計画求積図(行為後)(図面-6)(縮尺2、500分の1以上)
- 7 行為前後の土地利用区分面積表(申請様式-2)
- 8 行為区域の現況写真(写真撮影位置図を添付)(資料-1)
- 9 土地の登記事項を示す書類(全部事項証明書の写し)(資料-2)
- 10 公図の写し(資料-3)
- 11 その他土地利用形態を示す書類(課税台帳の写し等)(資料-5)

この事前相談は、雨水浸透阻害行為許可の申請の要否についてのみ審査するもので、他法令等に基づく審査を行うものではありません。

※処理欄	
事前相談担当者名 _____	
雨水浸透阻害行為面積	m ²
雨水浸透阻害行為許可申請	(要 ・ 不要)
許可申請不要の理由	

備 考	

結果の連絡	年 月 日 済 (☐ TEL ☐ 来庁)
連絡した相手名	

※印欄は記入しない

別記様式第 2 (第十六条関係)

雨水浸透阻害行為 許可申請 協議 書

特定都市河川浸水被害対策法 第 30 条 の規定により、雨水浸透阻害行為 第 35 条 許可を申請 します。 協議 年 月 日 様 住所 氏名		※ 手数料欄
雨水浸透阻害行為等の概要	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日
	7 対策工事の着手予定日	年 月 日
	8 対策工事の完了予定日	年 月 日
	9 その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日 第 号	
※許可に付した条件		
※許可番号	年 月 日 第 号	

- 備考 「許可申請」「第 30 条」「許可を申請協議」、第 35 条「協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 許可申請者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
- 5 その他必要な事項の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

別記様式第 3（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

特定都市河川浸水被害対策法第 38 条第 1 項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可
番号 年 月 日 第 号）が下記のとおり完了しましたので届
け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日 年 月 日
- 2 対策工事の完了年月日 年 月 日
- 3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称

※受付番号	年 月 日 第 号
※検査年月日	年 月 日
※検査結果	合 否
※検査済証番号	年 月 日 第 号

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載
すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第 4（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

特定都市河川浸水被害対策法第 38 条第 1 項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可
番号 年 月 日 第 号）を下記のとおり廃止しましたので届
け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事廃止年月日 年 月 日
- 2 雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した行為区域に含まれる地域の名称

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載す
ること。

別記様式第 6（第二十九条関係）

許可申請
雨水貯留浸透施設機能阻害行為
協 議 書

第 3 9 条 第 1 項 特定都市河川浸水被害対策法 第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条 の規定により、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為について 許可を申請 します。 協 議 年 月 日 様 住所 氏名	※ 手数料欄			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px; text-align: center;">雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要</td> <td style="width: 55%; padding: 5px;"> 1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号 2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類 3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称 4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要 5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項 6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日 7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日 8 保全工事の着手予定日 9 保全工事の完了予定日 10 その他必要な事項 </td> <td style="width: 30%; padding: 5px;"> 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 </td> </tr> </table>	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要	1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号 2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類 3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称 4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要 5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項 6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日 7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日 8 保全工事の着手予定日 9 保全工事の完了予定日 10 その他必要な事項	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	
雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の概要	1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号 2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類 3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称 4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要 5 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項 6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日 7 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日 8 保全工事の着手予定日 9 保全工事の完了予定日 10 その他必要な事項	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日		
※受付番号	年 月 日 第 号			
※許可に付した条件				
※許可番号	年 月 日 第 号			

- 備考 1 「許可申請」「第 3 9 条 第 1 項」「許可を申請
協議」、第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条、「協議」については、該当
するものを○で囲むこと。
- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載するこ
と。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法(保全工事を行う場合に
は、保全工事の設計又は施行方法を含む。)については、概要の記述の末尾に「(設計又は施行方法の詳
細は、別葉の計画図による。)」と記載し、計画図を別葉とすること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行うこ
とについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記
載すること。

雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値

合理式 $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$

Q : 流量 (m³/s)

f : 流出係数 (申請様式-2より)

r : 最大降雨強度(10分間) (mm/h) ⇒ 126.6 ※

A : 集水面積 (ha) (申請様式-2より)

① 行為前の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times \frac{0.000}{f} \times 126.6 \times \frac{0.0000}{A} = 0.00000 \text{ m}^3/\text{s}$$

② 行為後の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times \frac{0.000}{f} \times 126.6 \times \frac{0.0000}{A} = 0.00000 \text{ m}^3/\text{s}$$

よって,

$$0.00000 \text{ m}^3/\text{s} - 0.00000 \text{ m}^3/\text{s} = 0.00000 \text{ m}^3/\text{s}$$

0.00000 m³/s 分をカットする対策が必要。

※ r : 最大降雨強度 (10分間) については、熊本県公表の最新の降雨強度を参照すること。

※ 行為前後の f : 流出係数、A : 集水面積については申請様式-2より自動入力

※ 行為前後の Q : 流量は計算式より自動算出

調整池諸元
放流口径(2段オリフィスの場合は、上・下段の両諸元を記載)

[illegible]

浸透施設諸元	
浸透能力	m ³ /s

【その他】	単位設計浸透能(m ³ /hr/単位)		設置数量 (単位)	影響係数		
	比浸透量(mf)	飽和透水係数 (m/hr)		(1) 内容①	(2) 内容②	(3) 内容③
1				0.90	0.90	
2				0.90	0.90	
3				0.90	0.90	
4				0.90	0.90	
5				0.90	0.90	
6				0.90	0.90	
7				0.90	0.90	
8				0.90	0.90	
9				0.90	0.90	
				0.90	0.90	

空腔貯留量諸元	
空腔貯留量	m ³

【その他】	体積 (m3)	空隙率 (%)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

調節計算結果

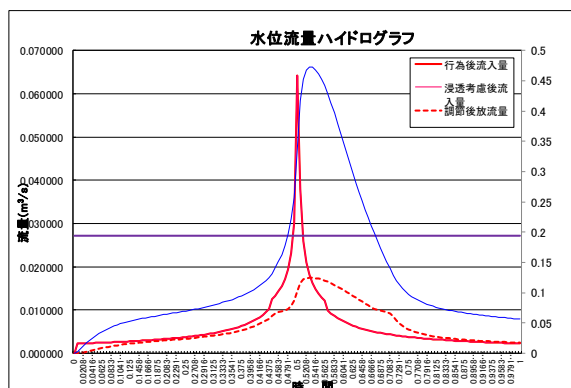
調節計算結果

最大流入量(行為後)

最大放流量

0.064220 m³/s

許容

0.027220 m³/s

※最大流量についてシステムから貼り付け
※水位流量ハイドログラフについてシステムから貼り付け

雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書（例示）

特定都市河川浸水被害対策法第3条により特定都市河川流域の指定を受けた〇〇川流域において、法第30条「雨水浸透阻害行為の許可」を受けるにあたり法第32条「許可の基準」に基づく対策工事として設置した雨水貯留浸透施設の機能を十分に発揮・維持させるため、下記に基づき管理を実施する。

記

- 第1条 この管理実施計画書の対象とする雨水貯留浸透施設は、次に所在するものとする。
所在地 _____
- 第2条 この管理実施計画書を実施する責任者（実質管理者）は以下の者とする。
氏名 _____
連絡先 _____
- 第3条 この管理実施計画書において雨水貯留浸透施設とは、雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために施行した雨水を一時的に貯留し、又は浸透させる施設をいい、具体的には、貯留機能又は浸透機能を発揮するための敷地、周囲堤、排水口、浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等の総体をいう。
2 雨水貯留浸透施設の位置、範囲及び機能の概要は、別図のとおりとする。
（別図：平面図、標準横断面図、構造図）
- 第4条 管理者は雨水貯留浸透施設に関し、その機能を維持する上で必要な範囲内において、別表に示す点検作業（定期点検、緊急点検、機能点検）を実施するとともに、点検作業が必要が認められた場合には清掃、修繕工事等を行うものとする。
2 また、維持管理作業の内容は施設台帳や維持管理記録を作成し保管するとともに、その後の維持管理に役立てるものとする。
- 第5条 雨水貯留浸透施設の管理者を変更する場合や管理者を複数に分割する場合は、新たな管理者が当該施設の維持管理を引き継ぐこととする。
- 第6条 雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある以下の行為を行う場合には法第39条に基づいてあらかじめ都道府県知事の許可を得るものとする。
・雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋め立て
・雨水貯留浸透施設の敷地である土地の区域における建築物等の新築、改築又は増築
・雨水貯留浸透施設が設置されている建築物等の改築又は除去
・そのほか雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を阻害するおそれのある行為
- 第7条 宅地又は、建物の売買にあたっては、宅地建物取引業法に基づく手続きの際に、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為（法第39条）を行う場合は許可が必要であること、および標識の移転等の行為（法第38条第5項）を行う場合は設置者の承諾が必要であることを重要事項説明（宅地建物取引業法第35条）に明記するものとする。
- 第8条 対策工事伴い設置する雨水貯留浸透施設の存在と維持管理者を表示した標識の保全に努めるものとする。

別表

分 類	作 業 内 容	頻 度
点検作業	定期点検	・破損、陥没、変形、蓋のずれ等の状況確認 ・ゴミ、土砂、枯れ葉等の堆積状況確認 ・樹根の進入状態の確認
	緊急点検	・点検の内容は定期点検と同様
	機能点検	・機能の評価（簡易浸透試験）
		年1回以上
清掃・修繕工事等	清掃・土砂搬出等	・清掃、樹根の除去 ・土砂搬出等の通常の清掃作業
	修繕・補修工事等	・破損、陥没箇所及び劣化損耗箇所の補修・修繕・改良工事
	機能回復作業	・透水シートの交換洗浄・砕石の人力による洗浄又は高圧洗浄
		地震時 定期点検の結果より必要に応じて代表施設で実施 点検作業が必要が認められた場合に実施

別記第1号様式（第2条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書											
設 計 者 (法人の場合 は、主たる 事務所の 所在地、名称 及び代表 者の氏名)	住所	郵便番号 電話番号									
	氏名										
雨水浸透阻害行為 の区域に含まれる 地域の名称											
雨水浸透阻害行為 に関する工事及び 対策工事の計画の 方針											
行為区域(対策工 事に係る雨水貯留 浸透施設の集水区 域が行為区域の範 囲を超えるときは 、当該超える区 域を含む。)内の 土地の現況	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛 行 場 (法面無)	飛 行 場 (法面有)	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	舗装され た 土 地 (法面を 除く。)	舗装され た 土 地 (法面に 限る。)	ゴ ル フ 場	運 動 場	締め固め られた 土 地	山 地	植生に覆 われた 法 面	林地・耕 地・原野 そ の 他	合 計		
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
行為区域(対策工 事に係る雨水貯留 浸透施設の集水区 域が行為区域の範 囲を超えるときは 、当該超える区 域を含む。)内の 土地利用計画	宅 地	池 沼	水 路	ため池	道 路 (法面無)	道 路 (法面有)	鉄道線路 (法面無)	鉄道線路 (法面有)	飛 行 場 (法面無)	飛 行 場 (法面有)	
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	舗装され た 土 地 (法面を 除く。)	舗装され た 土 地 (法面に 限る。)	ゴ ル フ 場	運 動 場	締め固め られた 土 地	山 地	植生に覆 われた 法 面	林地・耕 地・原野 そ の 他	合 計		
	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
対策工事に係る雨 水貯留浸透施設の 計画	行 為 前 の 流 出 係 数			行 為 後 の 流 出 係 数							
	行 為 前 の 流 出 雨 水 量			m ³ /秒			行 為 後 の 流 出 雨 水 量			m ³ /秒	
	雨 水 貯 留 浸 透 施 設 の 計 画			名 称		容量又は規模及び構造		管理者(帰属先)			
そ の 他											

注 「その他」の欄は、雨水浸透阻害行為に関する工事又は対策工事に伴い道路を設ける場合に、当該道路の名称、管理者（帰属先）等を記載すること。

別記第2号様式（第4条関係）

雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者（協議者） 住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

特定都市河川浸水被害対策法 第37条第1項 の規定により、
第37条第4項において準用する同法第35条
雨水浸透阻害行為 の許可を受けた 事項の変更について 許可を申請 します。
について協議が成立した 協 議

変更に係る事項	1	雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2	雨水浸透阻害行為区域の面積	m ²
	3	雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4	対策工事の計画の概要	
変更の理由			
雨水浸透阻害行為の許可番号			年 月 日 第 号
工事に伴い変更する事項	1	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	年 月 日
	2	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	年 月 日
	3	対策工事の着手予定年月日	年 月 日
	4	対策工事の完了予定年月日	年 月 日
その他の必要な事項			
※ 受付番号			年 月 日 第 号
※ 変更の許可に付した条件			
※ 変更の許可番号			年 月 日 第 号

備考1 「第37条第1項 第37条第4項において準用する同法第35条」 「の許可を受けた について協議の成立した」 「許可を申請 について協議」
ては、該当するものを○で囲むこと。
2 「変更に係る事項」の欄及び「工事に伴い変更する事項」の欄は、変更をしようとする事項について、変更後のものを記載すること。
3 「その他の必要な事項」の欄は、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項の変更を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合に、その手続の状況を記載すること。
4 ※印のある欄は、記載しないこと。

別記第3号様式（第4条関係）

雨水浸透阻害行為変更届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法第37条第3項の規定により、雨水浸透阻害行為の許可を受けた事項を変更しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為の許可の許可番号		年 月 日 第 号	
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称			
変更に係る事項	雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の着手予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
	対策工事の完了予定年月日	変更後	年 月 日
		変更前	年 月 日
変更の理由			
その他必要な事項			

別記第 4 号様式（第 5 条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

熊本県知事 様

届出者 住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）について次の
とおり着手しましたので、熊本県特定都市河川浸水被害対策法施行細則第 5 条の規定により届け
出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の 着手年月日		年 月 日
対策工事の着手（予定）年月日		年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に含まれ る地域の名称		
工 事 施 工 者 （法人にあつて は、主たる事 務 所 の 所 在 地、 名 称 及 び 代表者の氏名）	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	（電話番号）
	現 場 管 理 者 の 氏 名	

(雨水貯留浸透施設用)

施設管理者等変更届出書				
熊 本 県 知 事 様		年 月 日		
		住 所 氏 名 (名 称 及 び) (代 表 者 氏 名)		
		電 話 - -		
次のとおり、各事項を変更しました。				
許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号				
施 設 が 含 ま れ る 地 域 の 名 称 (土地の住所・地番)				
変 更 事 項	施 設 管 理 者	新	氏 名 所 在 電 話 番 号	
		旧	氏 名 所 在 電 話 番 号	
	そ の 他	新		
		旧		
担 当 者 連 絡 先			電 話 - -	
備 考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。